

官報

号外 平成十九年十一月八日

○第一百六十八回会

衆議院会議録 第十号

平成十九年十一月八日(木曜日)

議事日程 第九号

平成十九年十一月八日

午後一時開議

第一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 勞働契約法案(第一百六十六回国会、内閣提出)

第五 最低賃金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 労働契約法案(第一百六十六回国会、内閣提出)

第七 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 勞働契約法案(第一百六十六回国会、内閣提出)

第十 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 勞働契約法案(第一百六十六回国会、内閣提出)

午後一時三分開議

(渡辺博道君登壇)

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

永年在職議員として表彰された元議員藤波孝生君は、去る十月二十八日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

藤波孝生君に対する弔詞は、議長において去る六日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は 多年憲政のために尽力し 特に院議をもってその功労を表彰され 再度國務大臣の重任にあたられた藤波孝生君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をさげます

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 日程第一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長渡辺博道君。

日程第二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 勞働契約法案(内閣提出)

日程第五 最低賃金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、本年八月の人事院勧告にかんがみ、初任給を中心に若干層に限定した俸給表の改定を行うとともに、諸手当の引き上げ、専門スタッフ職俸給表の新設等を行おうとするものであります。

本案は、去る五日本委員会に付託され、六日増田総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 日程第一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

官報 (号外)

に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。		〔異議なし」と呼ぶ者あり〕	
○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。		〔異議なし」と呼ぶ者あり〕	
○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。		〔異議なし」と呼ぶ者あり〕	
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)		〔異議なし」と呼ぶ者あり〕	
○議長(河野洋平君) 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。		〔異議なし」と呼ぶ者あり〕	
委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長 笹川堯君。		〔異議なし」と呼ぶ者あり〕	
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案		〔本号末尾に掲載〕	
○ 笹川堀君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。		出席国務大臣	
〔 笹川堀君登壇〕		総務大臣 増田 寛也君	
法務大臣 鳩山 邦夫君		厚生労働大臣 外添 要一君	
○ 議長(河野洋平君) たゞいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。		〔報告書受領〕	
この法律案は、人事院勧告に基づく政府職員の給与改定に準じ、国会議員の秘書の本年十二月期及び来年度以後の勤勉手当の支給率を改定しよう		一、昨七日、内閣から次の報告書を受領した。 第一六六回衆議院において採択された請願の処理経過	
平成十九年十一月八日 衆議院会議録第十号		国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 議長の報告	
(常任委員辞任及び補欠選任)		大串 博志君	
一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		西 博義君	
○ 総務委員 辞任 補欠 井脇ノブ子君		中井 治君	
○ 実川 幸夫君		浮島 敏男君	
○ 西本 勝子君		神崎 武法君	
○ 逢坂 誠二君		清水鴻一郎君	
○ 北神 圭朗君		安次富 修君	
○ 郡 和子君		太田 和美君	
○ 田嶋 要君		小川 淳也君	
○ 北神 圭朗君		谷口 和史君	
○ 郡 和子君		丸谷 佳織君	
○ 逢坂 誠二君		清水鴻一郎君	
○ 浮島 敏男君		井脇ノブ子君	
○ 太田 和美君		浮島 敏男君	
○ 小川 淳也君		井脇ノブ子君	
○ 丸谷 佳織君		谷口 和史君	
○ 田嶋 要君		上野賢一郎君	
○ 上野賢一郎君		佐藤ゆかり君	
○ 佐藤ゆかり君		やまとわ大志郎君	
○ 上野賢一郎君		赤池 誠章君	
○ 赤池 誠章君		内閣委員	
○ 辞任		大塚 拓君	
○ 大塚 拓君		馬渡 龍治君	
○ 土井 亨君		鍵田忠兵衛君	
○ 鍵田忠兵衛君		森本 哲生君	
○ 森本 哲生君		田名部匡代君	
○ 田名部匡代君		土井 亨君	
○ 土井 亨君		西村智奈美君	
○ 西村智奈美君		大塚 拓君	
○ 大塚 拓君		馬渡 龍治君	
○ 馬渡 龍治君		河村たかし君	
○ 河村たかし君		松木 謙公君	
○ 松木 謙公君		中井 治君	
○ 中井 治君		神崎 武法君	
○ 神崎 武法君		河村たかし君	
○ 河村たかし君		松木 謙公君	
○ 松木 謙公君		大串 博志君	
○ 大串 博志君		西 博義君	
○ 西 博義君		河村たかし君	
○ 河村たかし君		石原 宏高君	
○ 石原 宏高君		若宮 健嗣君	
○ 若宮 健嗣君		佐藤ゆかり君	
○ 佐藤ゆかり君		棚橋 泰文君	
○ 棚橋 泰文君		越智 隆雄君	
○ 越智 隆雄君		松本 洋平君	
○ 松本 洋平君		赤池 誠章君	
○ 赤池 誠章君		大串 博志君	
○ 大串 博志君		西 博義君	
○ 西 博義君		神崎 武法君	
○ 神崎 武法君		井脇ノブ子君	
○ 井脇ノブ子君		浮島 敏男君	
○ 浮島 敏男君		西 博義君	
○ 西 博義君		大串 博志君	
○ 大串 博志君		西 博義君	

官 報 (号 外)

下条
みつ君

後藤
斎君

青少年問題に関する特別委員

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員

議案送付

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(第百六十六回国会内閣提出参議院送

（二）陸軍機械監督所持等取締法及び武器等製造法の一

書を改正する法律案

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金を参議院に送付した。

法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(大村秀章君外六名提出)

(議案撤回)

委員会において撤回を許可した。

最低賃金法の一部を改正する法律案(細川律夫君外二名提出、第一百六十六回国会衆法第三四

号)

(議案撤回通知)

一、昨七日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

勞働契約法案(細川律夫君外三名提出)

最高賃金法の一部を改正する法律案(細川等)

(實驗是上)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次

のとおりである。

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

丸谷 佳織君
田端 正広君

法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(大村秀章君外六名提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
インド洋上における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
「社会保障番号」制度に関する質問主意書(河村たかし君提出)

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
金正男氏と思われる者に対する政府の認識及び対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
東海環状自動車道西回りルート・岐阜市御望山周辺計画に関する質問主意書(佐々木憲昭君提出)
トランス脂肪酸に関する質問主意書(山井和則君提出)

二、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員西村真悟君提出寺越昭二氏、寺越外雄氏として寺越武志氏の拉致認定に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在沖米海兵隊による海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のマイレージ利用に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還に向けた政府の考え方の変遷に関する質問に対する答弁書

平成十九年十月二十六日提出 質問第一五五号	寺越昭二氏、寺越外雄氏そして寺越武志氏の拉致認定に関する質問主意書	提出者 西村 真悟
衆議院議員照屋寛徳君提出在沖米海兵隊による焼夷弾MK77、クラスター爆弾の貯蔵・訓練使用に関する質問に対する答弁書	衆議院議員鈴木宗男君提出インド洋上における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する質問に対する答弁書	衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のマイレージ利用に関する第三回質問に対する答弁書
寺越昭二氏、寺越外雄氏そして寺越武志氏の拉致認定に関する質問主意書	寺越昭二氏、寺越外雄氏そして寺越武志氏の拉致認定に関する質問主意書	寺越昭二氏、寺越外雄氏そして寺越武志氏の拉致認定に関する質問主意書
寺越昭二氏、寺越外雄氏そして寺越武志氏(以下、敬称略)の三人は、昭和三十八年五月十一日、日本海に同じ船に乗つて漁に出で帰らず、破損した船だけが発見されたので、遭難したと思われていたところ、失踪から二十四年後の昭和六十二年一月二十二日、寺越外雄から日本にいる姉に、北朝鮮で生活しているという手紙が届き、失踪当時十三歳の寺越武志も北朝鮮にいることが判明したのであるが、失踪当時、彼等に日本海上で自分達の船を離れて北朝鮮に渡航する意志も手段もあろうはずはないので、その時彼等は、北朝鮮に日本海上で拉致されたと考へるのが合理的である。	寺越昭二氏、寺越外雄および寺越武志(以下、右三名という)の、それぞれの現在の消息を如何に把握しているか、回答されたい。	寺越昭二氏、寺越外雄および寺越武志(以下、右三名という)の、それぞれの現在の消息を如何に把握しているか、回答されたい。
しかし、政府は、未だに寺越昭二ら三人を拉致被害者と認定せず、その根拠を、北朝鮮に居住する寺越武志自身が拉致されたと明言していないということに求めているようであるが、これは自由な発言が許されない北朝鮮の実状を無視した理屈といわざるを得ず、拉致被害者救出を使命とする政府のるべき態度ではない。	二、政府は、右三名を保護または救出すべき日本国民と考えているのか、回答されたい。	二、政府は、右三名を保護または救出すべき日本国民と考えているのか、回答されたい。
何故なら、寺越武志のように拉致被害者本人が拉致されたと明言しないことを以て政府が拉致被害者と認定しないのであれば、五年前に帰国できた蓮池薰氏等拉致被害者五名も北朝鮮においては拉致されたと明言しなかつたのであるから彼等も拉致被害者ではなかつたことになり、現在北朝鮮に居る他の全ての拉致被害者がある日記者会見をさせられて拉致を否定すれば、もはや拉致被害者は存在せず、政府は、「拉致問題は解決済み」といふ北朝鮮の主張を受け入れざるを得なくなるからである。そして、この事態は、政府による拉致被害者の切り捨て、つまり救出の放棄を意味する。	三、平成十四年四月十八日、参議院外交防衛委員会において、漆間巣警察庁警備局長(当時は)、「(認定以外)の拉致の可能性のある事案」というのはいろいろつかんでおるわけでございます」と答弁して認定以外の拉致事件があることを認め、平成十八年十月十六日、政府拉致問題対策本部が決めた「拉致問題における今後の対応方針」(以下、対応方針という)第五項に、「特定失	三、平成十四年四月十八日、参議院外交防衛委員会において、漆間巣警察庁警備局長(当時は)、「(認定以外)の拉致の可能性のある事案」というのはいろいろつかんでおるわけでございます」と答弁して認定以外の拉致事件があることを認め、平成十八年十月十六日、政府拉致問題対策本部が決めた「拉致問題における今後の対応方針」(以下、対応方針という)第五項に、「特定失

踪者など拉致の可能性を排除し得ない事案の捜査・調査を推進」する旨記載があるが、政府は、右三名について捜査・調査を推進すべき拉致の可能性のある事案と考えてきたのか、回答されたい。

四 平成十八年十二月十三日、拉致問題国際会議

参加者らが招聘された政府主催のレセプションで、漆間警察庁長官(当時)は、寺越昭二の息子らに(寺越昭二失踪事件は)拉致だと考へている」と話しているが、政府は右三名が北朝鮮に拉致されたと考えているのか、回答されたい。

五 北朝鮮は、寺越昭二が北朝鮮上陸後に病死したと主張しているが、亡命工作員安明進は、寺越昭二は海上の拉致現場で抵抗したため北朝鮮工作員により射殺されたと証言している。

寺越昭二の家族は、北朝鮮がいうように同人が北朝鮮で病死したのなら遺骨があるはずだから家族に遺骨を返せと求めていたが、北朝鮮は真新しい墓の写真や墓の土などを渡すのみで遺骨を返していない。このことから、寺越昭二が北朝鮮工作員によって射殺された疑いが大きくなっている。

政府は、寺越昭二が北朝鮮工作員によって射殺された疑いをもつていて、回答されたい。

六 政府は、対応方針第一項で、「全ての拉致被害者の安全確保と即時帰国・真相究明、実行犯引渡し」を北朝鮮に要求していくとしている。政府は、ここでいう真相究明には右三名の事

案の真相究明も含まれると考えているのか、回答されたい。

二について

政府は、北朝鮮との外交交渉の中で、右三名の事案を如何に扱ってきたか、回答されたい。

八 政府は、「拉致問題の解決なしに北朝鮮との国交正常化はしない」という原則を掲げて、「全ての拉致被害者の安全確保と即時帰国・真相究明、実行犯引渡し」を求めていたが、右三名の事案と寺越昭二殺人容疑に関して真相究明と実行犯引渡しがなされることが北朝鮮との国交正常化の条件と考えているのか、回答されたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第一四五号 平成十九年十一月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員西村真悟君提出寺越昭二氏、寺越外雄氏そして寺越武志氏の拉致認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員西村真悟君提出寺越昭二氏、寺

越外雄氏そして寺越武志氏の拉致認定に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の三人の親族からの説明等により、寺越昭二氏及び寺越外雄氏は死亡し、寺越武志氏は北朝鮮において生存している可能性が高いものと思われる。

六について

御指摘の三人に係る事案は、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案であり、その真相究明は、対応方針一でいう「拉致に関する真相究明」に含まれると考えている。

政府としては、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)第二条の規定により北朝鮮当局によって拉致された日本国民として認定された者以外にも北朝鮮によつて拉致された可能性を排除できない者が存在しているとの認識の下、御指摘の三人に係る事案を含め、拉致の可能性を排除できない事案の真相究明に努めているところである。

いずれにせよ、政府としては、北朝鮮に対し、すべての拉致被害者を直ちに帰国させるよう引き続き求めいくこととしている。

御指摘の三人に係る事案については、現在、捜査及び調査を行つてゐる段階であり、お尋ねについては、その成果を慎重に見極める必要があるものと考えている。

七について

北朝鮮に対しては、北朝鮮による拉致の可能

性を排除できない事案全般について情報提供等を求めてきているところである。

八について

御指摘の三人に係る事案については、現在、捜査及び調査を行つてゐる段階であり、お尋ねについては、その成果を慎重に見極める必要があるものと考えている。

三について

御指摘の三人に係る事案については、「拉致問題における今後の対応方針」(平成十八年十月十六日拉致問題対策本部決定。以下「対応方針」という。)五でいう「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案」に該当し、当該事案の検査及び調査を推進する必要があるものと考えて

いる。

平成十九年十月二十六日提出 質問 第一五六号

在沖米海兵隊による焼夷弾MK77、クラス

ター爆弾の貯蔵・訓練使用に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

意書

四について

三についてでお答えしたとおり、御指摘の三人に係る事案については、対応方針五でいう「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案」に該当するものと考えている。

五について

御指摘のような可能性も含めて捜査及び調査を行つてゐるところである。

在沖米海兵隊による焼夷弾MK77、クラス

ター爆弾の貯蔵・訓練使用に関する質問主意書

上で、その使用訓練を沖縄周辺区域で行つてゐることを発表した。同時に、在沖米海兵隊は、国連人権小委員会(現国連人権理事会)が製造・使用の

官 報 (号 外)

平成十九年十月二十六日提出
質問第一五七号

意書
インド洋における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する質問主

提出者 鈴木 宗異

インド洋上における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する質問主意書

一九〇七年十月二十四日、シーファー駆逐艦
大使が日本記者クラブで記者会見し、インド洋
で海上自衛隊が補給した燃料がイラク戦争に転
用されたのではないかとの疑惑に対し、「イ
ラク戦争用の燃料を日本からもらう必要はな
い。(情報を公開しても)納得いかない人たち
は、政治的な理由で満足しないのだろう」と述
べたと報道されているが、右のシーファー大使
の発言(以下、「シーファー発言」という。)を政

二 「シーファー発言」に対する政府の評価如何。

例えば一〇〇七年十月十六日に閣議決定された
政府答弁書(内閣衆質一六八第七六号)では、

キティイホークは不朽の自由作戦を支援する任務を行つた。二月二十八日の夜、キティイホークは南方監視作戦を支援するため北アラビア湾に到着した。」との、我が國からの照会に対する米側の回答(以下、「回答」という)があり、仮に我が国からの給油が直接イラク戦争に転用されて

ア湾に向かう前段で、補給艦ベコスを通じて我が国からの給油支援を間接的に受けていることは事実である。また米側の認識としても、我が国から給油された燃料のイラク戦争への転用はなかつたとは百%言い切れないとのコメントを発しており、「イラク戦争用の燃料を日本からもらう必要はない。(情報)を公開しても)納得いかない人たちは、政治的な理由で満足しないのだろう」との「シーファー発言」は自「本意で誠意を欠くものであると考えるが、政府の認識如何。

一 「シーファー発言」について、政府はシーファー大使本人または米国側に意見を伝えたか。伝えたのならば、その内容を明らかにされたい。

四 三で、伝えていないのならば、その理由を明らかにされたい。

五 右質問する。

内閣衆質一六八第一五七号

平成十九年十一月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出インド洋上における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出インド洋上における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する質問に対する答弁書

指摘のシーファー駐日米国大使の発言について御指摘の報道については承知しているが、御政府としてお答えする立場なく、また、米側は逐次意見や情報の交換をしているところ、

御指摘のシーザー駐日米国大使の発言に関し、意見を伝えたかどうかを含め、米側との意見交換の内容については、これを明らかにした場合、米国との信頼関係を損なうおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

大成十九年十月二十六日提出
質問第一五八号

外務省職員のマイレージ利用に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗界

質問主意

質問三

外務省職員のマイページ利用に関する第三回質問主意書

前回答弁書」（内閣

へ、再度質問する。

「前回答弁書」では、二〇〇七年十月二十二日現在、外務省において局長職に就いている者は河相周夫総合外交政策局長、佐々江賢一郎アジ

卷之三

は、十名の局長の内、誰かが嘘をついていると
考るが、外務省の見解如何。

五 「コラム」の記述について、十名の局長の内、
誰かが真実を述べていないことが明らかになつ
た場合、外務大臣及び事務次官はどのように責
任をとるか。

六 「前回答弁書」では、外務省職員が公務出張に
際して航空機を利用する際、税金から支出され
た航空賃から私的にマイレージを取得するこ
とを容認しているのかという質問に対し、
「先の答弁書(平成十九年十月十六日内閣衆質一
六八第九七号)七についてで述べたとおりであ
る。」との答弁がなされ、質問に対し誠実に答
弁を行う姿勢が全く見られない。前回質問主意
書で問うたのは、外務省職員が公務出張で航空
機を利用する際に取得したマイレージの管理を
外務省が行うのか否かということではなく、そ
もそも公費により支出された航空賃から外務省
職員が私的にマイレージを取得することが許さ
れるのか、外務省はそれを容認しているのかど
うかということである。外務省が通常の文章理
解能力を有しているのならば、当方の質問の意
味を十分理解できるものと考えるところ、外務
省職員が公費により支出された航空賃から私的
にマイレージを取得することを外務省は容認す
るのかどうか、再度質問する。

右質問する。

内閣衆質一六八第一五八号
平成十九年十一月六日

平成十九年十月二十六日提出
質問 第一五九号
北方領土返還に向けての政府の考え方の変遷に
関する質問主意書

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のマイ
レージ利用に関する第三回質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のマ
イレージ利用に関する第三回質問に対する
答弁書

北方領土返還に向けての政府の考え方の変遷
に関する質問主意書

二〇〇七年十月二十六日に閣議決定された政府
答弁書(内閣衆質一六八第一三三号、以下「政府答
弁書一」という。)及び同年同月二日に閣議決定さ
れた政府答弁書(内閣衆質一六八第二九号、以
下、「政府答弁書二」という。)を踏まえ、以下、質
問する。

一 「政府答弁書一」では、北方領土返還交渉に際
して、一九九一年以降ロシア側が示してきた姿
勢を踏まえて我が国が北方領土返還交渉に対し
て柔軟な姿勢をとるようになつた以前に、我が
国はロシア側に対しどのような姿勢で臨み、
どのような対応をとつていたのか説明を求めた
ところ、「お尋ねについては、従来、我が政
府は、ソヴィエト社会主義共和国連邦とのあら
ゆる対話の機会をとらえて、北方領土問題を解
決して平和条約を締結するとの我が国の立場を
粘り強く主張してきたところである」との答弁
がなされているが、右答弁では、具体的に一九
九年以降我が国が柔軟な姿勢をとる以前はど
のような対応をとつていたのかに対する説明に
なつてない。一九九一年以降は、我が国が

一から三までについて
一 先の答弁書(平成十九年十月二十六日内閣衆
質一六八第一三三号)二についてで述べたとお
りであり、大臣官房において確認したが、記録
は作成しておらずお答えすることはできない。

四 及び五について
一 先の答弁書(平成十九年十月十六日内閣衆質
一六八第九七号)二から五まで及び八から十ま
でについてで述べたとおりであり、お尋ねにつ
いてお答えすることは困難である。

六について
一 先の答弁書(平成十九年十月十六日内閣衆質
一六八第九七号)七についてで述べたとおりであ
る。なお、仮にお尋ねがマイレージの内容に
ついてであれば、マイレージは、航空会社が旅
客に対し搭乗距離に応じて計算するポイント
数に基づき、航空会社が提供するサービスの名
称であるが、外務省として、その内容を把握す
る立場はない。

官 報 (号 外)

らの北方領土』二〇〇五年版における記述の変更は、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本の方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、様態及び条件については柔軟に対応するという北方領土問題に関する政府の考え方をより適切に反映するとの観点から行つたものであり、北方領土問題に関する政府の立場の変更を示すものではない。」との政府の答弁は真実でないと考えるが、政府の説明を求める。

一二を敷衍すると、二〇〇七年九月十八日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六八第五号）で触れている、同年八月三十日付と同年九月八日付の新聞で報道された町村信孝外務大臣（当時）の「四島一括返還が我々の年来の主張だ」との発言は、やはり「政府答弁書」でいう、「より柔軟な対応」を示した政府の方針を正しく理解していない上での発言であり、ロシア側に對して間違ったメッセージ、シグナルを与えるものであったと考えるが、政府の見解如何。

「政府答弁書」では、一九九一年以降、北方領土返還交渉に際して政府が柔軟な対応をとることとしている一方で、なぜ「記述の変更」が「われらの北方領土」二〇〇五年版から行われたのかとの質問に対し、二〇〇一年版までの『わ

総理大臣及び外務大臣による北方領土の現地視

察について述べたものであつたが、二〇〇一年版より、二千一年以降に行われた現地視察についても隨時加筆してきたことを踏まえ、「記述の変更」を二〇〇五年版以降行つたとの答弁がなされている。二〇〇二年版以降、二〇〇一年以降に行われた現地視察についても隨時加筆してきたのなら、「記述の変更」を二〇〇二年版から行うのが当然の流れではないのか。それなのに二〇〇五年版以降「記述の変更」が行われたのはなぜか説明を求める。

五　四の政府の答弁は全く説得力を欠くものであり、「記述の変更」が二〇〇五年版以降に見られるのはやはり外務省の怠慢ではないのか。それとも、政府が内閣衆質一六六第三七七号、四一二号、四六九号の政府答弁書で、在ロシア日本国大使館のＨＰの掲載が遅れた理由を「たまたまである」旨答えていたのと同様に、「記述の変更」が二〇〇五年版以降に行われたのも「たまたま」であるのか。明快な答弁を求める。

右質問する。

内閣衆質一六八第一五九号

平成十九年十一月六日

内閣総理大臣　福田　康夫

衆議院議員　鈴木宗男君
提出北方領土返還に向
ての政府の考え方の変遷に関する質問に対し、別
紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還に
向けての政府の考え方の変遷に関する質問に
対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年
十月二十六日内閣衆質一六八第一三三二号）一及
び二についてでお答えしたとおりであり、千九
百九十二年後半以降にロシア側が新たな姿勢を
示すまでは、我が国として、北方四島の我が國
への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、
態様及び条件については柔軟に対応するという
考えは示していなかつた。

一、四及び五について

「われらの北方領土」は、外務省が北方領土問
題に関する説明資料としてほぼ毎年度発行して
きている冊子であり、基本的には前年度の記述
を基に作成してきたものであるが、お尋ねの記述
の変更については、二〇〇二年版以降、千九
百八十八年以前に行われた我が国内閣総理大臣
及び外務大臣による北方領土の現地視察に加
え、二千一年以降に行われた現地視察について
も隨時加筆してきたことを踏まえ、「われらの
適切に反映した表現にすることが望ましいとの
観点から行つたものであり、同問題に関する政
府の立場の変更を示すものではない。

三について
御指摘の町村外務大臣(当時)の発言は、先の答弁書(平成十九年十月二日内閣衆質一六八第二八号)三及び四についてでお答えしたことにより、北方四島を面積で二等分すること等により北方領土問題を解決する考え方に関する同大臣の見解を問われたのに対し、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという政府の方針を踏まえ、北方四島の返還を実現していくとの趣旨を述べたものであり、また、北方領土問題に関する我が国の立場については、累次にわたりロシア側に伝えてきていることから、政府として、御指摘の「ロシア側に対し間違つたメッセージ、シグナルを与えるものであつた」との認識は有していない。

平成十九年十月二十六日提出
質問 第一六〇号

大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する質問主意書

二〇〇七年十月二十六日に閣議決定された「政府答弁書」(内閣衆質一六八第一二二号)を踏まえ、以下質問する。

官報(号外)

人(以下、「公邸料理人」という。)に対する給与への外務省からの補助(以下、「補助」という。)に関する質問

に関して、百八の我が国の大使公邸において公的会食業務に従事する「公邸料理人」に対する「補助」はそれぞれ一人当たりいくらかとの間に對して、「整理の作業が膨大となることから、すべてについてお答えすることは困難である」との答弁がなされているが、百八人についての整理作業がなぜ膨大なのか。「補助」についてはかかるべき行政文書が残されていると見料するところ、答弁を避けるのではなく、改めて百八人の「公邸料理人」に対する「補助」の額を明らかにすることを求める。

二、「政府答弁書では、「補助」の予算項目は諸謝金であるとの答弁がなされているが、過去五年度につき、諸謝金の合計金額はいくらになるか明らかにされたい。

三、「政府答弁書では、「財務省としては、公的会食業務は、我が国の外交活動の一環として行われていることから、各在外公館においてこれに従事する公邸料理人に対して給与補助を行つているものと認識している。」との答弁がなされているが、右答弁で触れている公的会食業務は、年何回行われているか。大使公邸ごとに、使われた金額も含め、直近三年の回数につき、明らかにされたい。

四、三の公的会食業務の回数並びにそれに使われた金額は、我が国の国益に十分資するものであつたと外務省は認識しているか。認識してい

たるならば、その具体的根拠を明らかにされたるのならば、その具体的根拠を明らかにされたるのならば、その具体的根拠を明らかにされたるのならば、それは閣内不一致にあたると政府は認識しているか。

五、三の公的会食業務の回数並びにそれに使われた金額の中には無駄なものもあり、行財政改革の必要性が叫ばれる中、削減等も含めて見直しの対象とするべきであると財務省は認識しているか。

右質問する。

内閣衆賀一六八第一六〇号
平成十九年十一月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する質問に対する答弁書

一について

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人に対する称号に関する第三回質問に対する答弁書(平成十九年十月二十六日内閣衆賀一六八第一二二号)一について述べた「整理の作業が膨大となる」とは、御指摘の給与補助については各在外公館が支給事務を行うことから、百八の在外公館の関連書類を精査することによっては、それは閣内不一致にあたると政府は認識しているか。

補助額のすべてについてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの、在外公館長又はこれに準ずる者が雇用した料理人のうち外務大臣が公的会食業務に従事する資格があると認めた者の給与補助として計上されている諸謝金の予算額は、平成十五年度が約二億三千円、平成十六年度が約二億六千万円、平成十七年度が約二億七千万円、平成十八年度が約二億九千万円及び平成十九年度が約三億円である。

三から五までについて

大使公邸における会食の全体像を明らかにすることは、外交活動の個別具体的な内容が推定され、外交事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあることから、お尋ねの公的会食業務の回数やその金額について公にすることは差し控えたい。また、公的会食業務は、我が国の外交活動の一環として重要な意義を有し、国益に十分資するものである。公的会食業務については、このような意義にかんがみ、そのための予算措置がなされている。

二、町村官房長官は、「高村発言」の意味、内容を十分精査した上で「町村発言」を行つたのか、または、「高村発言」の表面的な内容を耳にしただけで行つたのか。

三、二で、町村官房長官が「高村発言」の意味、内容を十分精査せずに「町村発言」を行つたのならば、それは官房長官としては不用意で軽率な発言であったと政府は認識しているか。

四、二で、町村官房長官が「高村発言」の意味、内容を十分精査した上で「町村発言」を行つたのならば、それは閣内不一致にあたると政府は認識しているか。

拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する質問主意書

関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

平成十九年十月二十九日提出

質問 第一六一號

拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に

五 町村官房長官は「町村発言」の中で、「高村発言」は「相手に付け入る隙を与えるだけ」と批判しているが、内閣のスポーツマンである官房長官が公の場で、あたかも内閣の足並みが乱れており、閣内不一致にあたるともとられかねない発言を堂々と行うことこそ、「町村発言」でいう「相手に隙を与えるだけ」になると思料するが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六八第一六一號

平成十九年十一月六日
内閣總理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する質問に

対する答弁書

お尋ねについては、個別具体的な状況にもよることから、一概にお答えすることは困難である。

二から五までについて

御指摘の町村内閣官房長官の発言は、御指摘の記者会見において御指摘の高村外務大臣の発

言に関する指摘を受けて、高村外務大臣を批判するとの趣旨ではなく、一般論として、拉致問題の進展について、拉致問題を解決するという日朝双方の共通認識があつて、それに向けて北朝鮮が具体的な行動をとり、解決に向けての中段階に進めば進展と言えるとの政府の考え方には変更がない旨を明らかにしたものであり、また、政府として、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するとの方針に変わりはなく、いわゆる閣内不一致には当たらない。

平成十九年十月二十九日提出
質問 第一六二号

米大統領の日本観に対する政府の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

米大統領の日本観に対する政府の対応に関する質問主意書

二〇〇七年十月十九日に閣議決定された「政府答弁書」(内閣衆質一六八第一〇五号)では、二〇〇七年八月二十二日にブッシュ米大統領が行つた演説(以下「演説」という。)の中での「日本の軍国主義者、朝鮮やベトナムの共産主義者は、人類のあり方への無慈悲な考えに突き動かされていた。イデオロギーを他者に強いるのを防ごうと立ちはだかった米国民を殺害した。」国家宗教の神道が狂信的すぎ、天皇に根ざしていることから、民主化は成功しないという批判があつた。」という部分に対して、政府は歴史的事象に対する評価は専門家等により議論されるべきであるとし、あくまで政府としての評価を下すことを避けているが、右の政府答弁を見る限り、少なくとも「ブッシュ発言」とは異なる認識を政府は有していることになる。政府が「ブッシュ発言」とは異なる認識を有しておきながら、「ブッシュ発言」に対する何の意見も米側に伝えず、何の評価も下さないことは政府の態度として矛盾していると考えるが、政府の見解如何。

二 「ブッシュ発言」の内容を見る限り、ブッシュ化は成功しないという批判があつた。「イラクで

我々と戦う暴力的なイスラム過激派は、ナチスや大日本帝国や旧ソ連と同じように彼らの大義を確信している。」との発言(以下、「ブッシュ発言」という。)に対して、「ブッシュ米国大統領が行つた御指摘の発言はいずれも歴史的な事象に関するものであり、お尋ねについては先の答弁書(平成十九年十月五日内閣衆質一六八第五九号)一、二、五、八及び九についてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされており、政府はあくまで「ブッシュ発言」に対する政府としての評価を下すことを探んでいる。右を踏まえ、以下質問する。

一 「政府答弁書」で、政府は「御指摘の『神道』及び『天皇制』が『民主主義』と必ずしも相容れないものではないと考えられる。」と答弁している。「ブッシュ発言」の中の「国家宗教の神道が狂信的すぎ、天皇に根ざしていることから、民主化は成功しない」という批判があつた。」という部分に対して、政府は歴史的事象に対する評価は専門家等により議論されるべきであるとし、あくまで政府としての評価を下すことを避けているが、右の政府答弁を見る限り、少なくとも「ブッシュ発言」とは異なる認識を政府は有していることになる。政府が「ブッシュ発言」とは異なる認識を有しておきながら、「ブッシュ発言」に対する何の意見も米側に伝えず、何の評価も下さないことは政府の態度として矛盾していると考えるが、政府の見解如何。

三 「ブッシュ発言」が歴史的事象に関するものであるとするならば、例えば二〇〇七年七月六日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六六第四二八号)で、米下院で非難決議がなされたわゆる従軍慰安婦問題について「在アメリカ合衆国日本大使館は、従来から、議会関係者を含む米側関係者に対し、慰安婦問題に関する我が国の立場や対応につき理解を求めるための活動を行つてきている。」「慰安婦問題に関する政治の立場については、例えば、安倍内閣総理大臣が平成十九年四月の訪米の際明らかにするなど、既に説明してきているところであるが、

米大統領は戦前の我が国が民主主義に適さず、旧ソ連等の共産主義国家やアル・カーディ等のイスラム過激派と同様の国家であつたと認識していると思料される。政府が「ブッシュ発言」は歴史的事象に関するものであり、専門家等により議論されるべきものであるとして、「ブッシュ発言」に対して何の意見も伝えないという態度をとることは、戦前の我が国は民主主義に適さず、旧ソ連等の共産主義国家やアル・カーディ等のイスラム過激派と同様の国家であったと認識していると思料される。政府が「ブッシュ発言」は

政府としては、状況の推移を見つめ、必要に応じ適切に説明していく考え方である。」と答弁をし、いるのはなぜか。歴史的事象であるいわゆる従軍慰安婦問題については政府としての見解を米側に説明する努力をしておきながら、「ブッシュ発言」については政府として米側に意見を伝える努力をしないのはなぜか。明確な説明を求める。

右質問する。

内閣衆質一六八第一六二号
平成十九年十一月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出米大統領の日本観に対する政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十九年十月二十九日提出
質問 第一六三号

整理回収機構による住専債権処理に関する質問主意書

提出者 前田 雄吉

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出米大統領の日本観に対する政府の対応に関する質問に対す

質問主意書

一及び二について
一及び二について

ブッシュ米国大統領が行つた御指摘の発言は、いざれも歴史的な事象に関するものであり、歴史的な事象に対する評価は専門家等により議論されるべきものと考えていることは、先の答弁書(平成十九年十月五日内閣衆質一六八第五九号)一、二、五、八及び九についてでお

答えしたとおりであるが、政府としては、同発言が、御指摘の「我が國の名譽と尊厳を損なうことになる」との認識は有していない。

三について

慰安婦問題については、かつて政府として調査を行い、平成五年八月四日の内閣官房長官談話により政府の基本的立場を表明している。御

指摘の政府答弁書(平成十九年七月六日内閣衆質一六六第四二八号)においては、このような我が国の立場や対応につき理解を求めるための活動を行つてのことなどにつきお答えしたものである。

一 会計検査院の調査と指摘について
① 二〇〇七年一〇月一〇日付読売新聞や共同通信、時事通信などが、「住専債権の損失二七五〇億円、国が追加負担の可能性」といった趣旨の記事を掲載、配信していることを承知しているか。

② これらの記事では、「回収機構が進める住専の債権回収をめぐって、国が新たに公的資金を投入しなければならない可能性のある損失が、今年三月末時点で約二七五〇億円に上ることが会計検査院の調べでわかった」と等とされているが、会計検査院がこうした調査結果をまとめたのは事実と認識しているか。

③ これらの記事では、「会計検査院は、回収機構を指導・監督する預保に対し、情報を国民に知らせるべきだと指摘する方針」とあるが、これは事実と認識しているか。

④ ②および③が事実と認識している場合、政

回収業務の基本理念として掲げてきたが、今日、その破綻が明らかになり、国民の二次負担が必至の状況になつていて、ところが回収機構と預保はこの事実を開示していない。新たな国民負担は重大的な問題であるし、大義名分を失つた回収機構の倫理が揺らいでいるとの指摘もある。そこで、この点に関する政府の見解について、質問する。

二 整理回収機構の決算について

① 回収機構の直近の決算の貸借対照表では、住専勘定が債務超過になつていて事実を承知しているか。また債務超過の額はいくらか。

② 回収機構の住専勘定が債務超過に陥り、国が新たな負担が避けがたくなつており、しかもも損害額や債務超過額が年々膨らんでいる状況について、回収機構および預保は、事態を改善するための業務改善計画等を提出しているか。提出していないなら、提出を求める考えはあるか。

③ 回収機構の住専勘定の損失額や債務超過が年々拡大し、国の追加負担が避けがたくなつた原因について、政府としてはどう考えているか。

三 中坊公平・回収機構初代社長の「公約」について
① 政府は、住管機構社長および回収機構の初代社長を務めた中坊公平・元日弁連会長が、住専債権の処理にあたつて「国民に二次負担をかけない」と公約した事実を承知しているか。

② 日本経済新聞編集委員・藤井良広氏の著書「中坊公平の闘い(上)」(日経ビジネス人文庫、四一〇四二ページ)には、中坊氏が住管機構社長に内定した直後の一九九六年七月二日、中坊氏は首相官邸で橋本龍太郎首相(当時)と会つて、「国民に二次負担をかけない」と会つて、「国民に二次負担をかけない」ことを国民に向け公約し

いために何ができるか、という発想でやった。……これこそが当社の国策ではないか等と力説したところ、橋本首相は「それではよろしい」とうなずき、梶山静六官房長官

らも首を縦に振った。「こうして『国民

に二次負担をかけない』という公約に対して官邸の公認を得た」という趣旨の記述がある

が、こうした事実はあったか。

(3) こうした事実ないし報道から、「住専債権の処理にあたって国民に二次負担をかけない」ことが、中坊氏個人ではなく、住管機構

と回収機構という国策会社の、ひいては政府の、国民に対する公約であると多くの国民は受け止めたが、それに対して政府はどう考

るか。仮にそれが誤解だとするなら、政府が

當時、中坊氏の公約を打ち消した国会答弁なり発表なりを行つた事実はあるか。

(4) 「国民に二次負担をかけない」という公約は事実上破られようとしているが、政府はその責任について、どう考えているか。

(5) 住管機構および回収機構は強引な取り立てで中小零細企業やその経営者、連帯保証人らの怨嗟の的になっているが、「国民に二次負担をかけない」という公約は、そうした取り立てを進める際の大義名分に使われた。結果として、大義名分は虚偽だったことになるが、政府はこうした事態について、現時点はどう考えているのか。

④ 整理回収機構常務と巨額債務者との海外秘境旅行について

「回収機構の常務執行役員が二〇〇四年九月一六日付」は、

年、債務者の不動産会社前社長と二度にわた

り、海外へのグループ旅行に同行していたこ

とがわかつた。前社長は旅行直後に同機構か

ら一一一億円の連帯保証債務の支払いを免除

されたが、常務は前社長側に知人を介して、

この交渉にあたつた弁護士を推薦していた。

常務の行為は、利害関係者との親密な交際を禁じた倫理規程に抵触する可能性があり、同

機構は調査を始めた旨を報じたが、この報道を承知しているか。

(2) 前社長は自己破産など債務整理の法的手続

きをしないまま巨額の債務を免除されている

が、回収機構はどのような場合に法的手続

きを経ずに債務者の債務を免除(回収機構によつては債権を放棄)するのか。また債務免除はいかなる手続きで誰が決めるのか。

(3) この報道および回収機構による本件に関する調査について、政府はどのような報告を受けているか。

(4) 常務という最高幹部の疑惑を、回収機構自身が適正に調べられると政府は考えている

か。一般論として、金融機関幹部が業務に私情を交えて自社(自行)に損害を与えた場合

え、巨額な債権放棄は国民の二次負担を増や

す恐れもあるが、回収機構常務にかかる疑惑について、預保ないし監督官庁である金融庁自身が直接調査する考えはないか。

⑤ 回収機構は銀行法上の銀行であるが、金融庁の検査はいつといつ行つたか。検査の結果、回収機構に業務の改善等を指示したことはあるか。

右質問する。

内閣衆質一六八第一六三号
平成十九年十一月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員前田雄吉君提出整理回収機構による住専債権処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員前田雄吉君提出整理回収機構による住専債権処理に関する質問に対する答弁書

一の①について
御指摘の記事については承知している。

一の②から④までについて
御指摘の記事については承知している。

三の①、③及び④について
平成八年十二月十一日の参議院予算委員会における、RCCの初代社長である中坊公平氏によると、「当社の主な目的というのはやはり何としても国民に二次負担をかけないことではないか」との発言については、平成九年十二月二日の参議院大蔵委員会において中坊氏が説明して

う。)の住専勘定は、平成十八年度末時点で二千四百四十四億円の債務超過であると承知している。

二の②及び③について

RCCにおいては、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)第二条第一項に規定する特定住宅金融専門会社(以下「旧住専」といいう。)の貸付債権等について、旧住専の破綻処理費用の最小化ひいては国民負担の最小化を図る観点から最大限の回収に努めているところであると承知している。このため、御指摘の「国的新たな負担」、「国の追加負担」等について、現時点においてお答えすることは困難であり、また、御指摘の「事態を改善するための業務改善計画等」は提出されておらず、現時点において提出を求める予定はない。

御指摘の「損害額」及び「損失額」の意味が必ずしも明らかではないが、RCCの住専勘定の平成十八年度末時点の債務超過額は、平成十七年度末時点と比べ減少しており、「年々膨らんでいく」等の御指摘は当たらないと考える。

会計検査院の調査結果については、現在、会計検査院において平成十八年度決算検査報告として取りまとめを行つてはいるところであると承知している。

二の①について

株式会社整理回収機構(以下「RCC」とい

いるように、国民に二次負担をかけないよう努力する旨を強調したものであると承知しており、また、RCCにおいては、旧住専の破綻処理費用の最小化ひいては国民負担の最小化を図る観点から最大限の回収に努めているところでありますと承知している。

三の②について

金融庁としては、御指摘の記述については承知しているが、御指摘の事実については確認できていない。

三の⑤について

RCCにおいては、回収指針として「契約の拘束性の追求」、「人間の尊厳の確保」、「企業再生の追求」という三つの指針の交点を求める」を定めているところであり、関係法令及び自らの回収指針に従い、個々の債務者の実情等を十分に把握し適切な対応に努めているものと承知している。したがって、「国民に二次負担をかけない」という公約は、そうした取り立てを進められた際の大義名分に使われたとの御指摘は当たらないと考える。

四の①について

御指摘の報道については承知している。

四の②について

RCCにおいては、債務者が債務の弁済に関して誠意ある姿勢を示していること、債務者が自らの資産内容について誠実にすべてを開示していること、債権放棄を行わない場合又は法的整理に移行した場合に比べて迅速かつ確実に回

収の極大化が図られることのすべての要件を満たす場合に限り、例外的に債務免除を実施していると承知している。

また、RCCにおいては、個別案件ごとに慎重な調査・検討を行った上で、決裁権限を有する者の決裁を得て債務免除を実施していると承知している。

重な調査・検討を行った上で、決裁権限を有する者の決裁を得て債務免除を実施していると承認している。

四の③及び④について

RCCにおいては、公正・中立な立場からの検証を行うため、第三者による「社外調査委員会」を設置して調査を行っているところであると承知している。また、金融庁及び預金保険機構においては、必要に応じ、RCCから報告を受けているところである。

四の⑤について

金融庁は、RCCに対して、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十五条第一項に基づき、平成十六年五月十八日から同年六月八日までの間、立入検査を実施し、同年七月一日に検査結果を通知している。また、当該検査並びに、同法第二十四条第一項に基づきRCCから提出された、当該検査結果の通知事項に係る報

告及び不祥事件に係る報告において、法令等遵守態勢及び事務リスク管理態勢における問題が認められることから、同年八月三十一日にRCCに対し同法第二十六条第一項に基づく行政処分を行い、業務の改善を求めたところである。

RCCにおいては、債務者が債務の弁済に関

質問 第一六四号
平成十九年十月二十九日提出

肝炎患者四一八件症例リスト公表等における政府責任に関する質問主意書

提出者 山井 和則

る政府責任に関する質問主意書

るか。また二〇〇二年八月の「報告書」作成に關係した職員は含まれているか。それぞれの対応職員は、どのような役割を果たしたか。

三 「一覧表」中、十月二十二日に企業から報告のあった一九七名の実名名簿について厚生労働省は受け取っていないというが、それはなぜか。

肝炎患者四一八件症例リスト公表等における政府責任に関する質問主意書

二〇〇二年八月に企業から厚生労働省に報告があつた肝炎患者四一八件の「症例一覧表」(以下、「一覧表」)について、本年十月十九日、それまでないとされてきた資料が見つかった。厚生労働省内の地下三階倉庫から見つかった資料、個人が特定できる資料についてなど、厚生労働省および政府の不作為の責任に關し、以下質問する。

一 厚生労働省が二〇〇二年八月二十九日に「フィブリノゲン製剤に関するC型肝炎ウイルス感染に関する調査報告書」(以下、「報告書」)を公表しているが、これについてお聞きする。「報告書」は、誰の指示の下、誰が作成したものか。当時の担当課の名称と担当者の役職についてお答えいただきたい。

二 一九八七年四月当時の薬務局および二〇〇二年八月当時の医薬局の局長、部長、課長、課長補佐、室長等担当職員の氏名についてお教え願いたい。その中に一九八六年一九八七年の青森県等におけるフィブリノゲン投与者の肝炎患者集団発生への対応に關係した職員は含まれてい

るか。また二〇〇二年八月の「報告書」作成に關係した職員は含まれているか。それぞれの対応職員は、どのような役割を果たしたか。

三 「一覧表」中、十月二十二日に企業から報告の

あつた一九七名の実名名簿について厚生労働省は受け取っていないというが、それはなぜか。今後、それら一九七名の方々の名簿については、どのように対応していくと考えているか。

四 「一覧表」中の一九七名の名簿や、一七〇名のイニシャルの名簿、住所・氏名が記載されている四〇例など、これら名簿の中に、原告は何人含まっているか。厚生労働省として現在、把握していない場合、いつまでに調べるのか。

五 前文のとおり、十月十九日(金)の夜に肝炎患者四一八件の「一覧表」に關わる新たな資料以下の新資料)が厚生労働省の地下三階倉庫から見つかった。

① 新資料の存在については複数人以上が「知っていた」「思い出した」とのことだが、何人がその存在を知っていたのか。その存在を知っていた職員は誰か。

② 新資料は、誰が、いつ地下三階の倉庫に持つていつたのか。
③ 新資料は十九日(金)の晩、誰が、何時ごろ地下三階の倉庫で発見したのか。

六 厚生労働省から日本プラットバンクを始め、その承継法人であるミドリ十字、三菱ウエルファーマなどへ一九六〇年代から今日までに天

下つた職員の氏名・役職等についてお教え願いたい。

七十月二十四日の衆議院厚生労働委員会における私の質問に對して、舛添厚生労働大臣は

「ファブリノゲン投与患者の遺族や患者が企業に投与情報等の情報開示請求をした場合、その情報を開示するよう指示する」と答弁した。

厚生労働省は企業にどのような指示を出したのか。ファブリノゲン投与患者の遺族や患者が投与情報等の情報開示請求を企業にした場合、一週間以内に回答すべきと考えるが、何日で回答は得られるのか。

八 クリスマシン、PPSB一二チヤクの副作用報告書について、厚生労働省が受け取っているものを明らかにされたい。また双方について投与を特定できた一〇八名の感染患者の実態の報告状況についてお教え願いたい。

九 厚生労働省は今回、「ファブリノーゲン資料に関する調査プロジェクトチーム」を立ち上げることとした。同チームについては、チーム名から「資料」を取るべきとする意見が多いが、誰が、どのような理由で、このようなチーム名としたのか。

十 製剤投与を国が争っている事例が四一八人の中に二例あるとのことだが、大阪原告十六番以外のもう一人は、誰か。

右質問する。

官報(号外)

内閣衆質一六八第一六四号

平成十九年十一月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員山井和則君提出肝炎患者四一八件症

例リスト公表等における政府責任に関する質問

に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出肝炎患者四一八件症例リスト公表等における政府責任に関する質問に対する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、医薬局長の下、同局に在籍する職員をスタッフとして調査が行われ、御指摘の報告書が取りまとめられたものである。

二について

御指摘の「担当職員」の意味するところが明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、昭和六十一年四月当時の薬務局長は森幸男、大臣官房審議官(薬務担当)は代田久米雄、薬務局企画課長は山口剛彦であり、また、平成十四年八月当時の医薬局長は一日から二十九日までは宮島彰、三十日及び三十一日は小島比登志、大臣官房審議官(医薬担当)は鶴田康則、医薬局総務課長は田坂治である。

三及び四について

厚生労働省としては、平成十九年十月二十二

六について

国家公務員の退職後における再就職情報につ

いう。及び株式会社ベネシスから、両社が百九十七名の実名を保有している旨の報告を受け、

その後、同月二十九日に、百九十七名のイニシャル等が記載された一覧表を、田辺三菱から受け取ったものである。

また、厚生労働省としては、当該一覧表中、いわゆるファブリノーゲン製剤訴訟の原告と推定される者の人数について、できるだけ早期に把握してまいりたいと考えているが、いずれにしても、田辺三菱に対し、当該一覧表に記載されている患者(以下「一覧表記載患者」という。)にファブリノーゲン製剤等の投与の事実を伝えるとともに肝炎ウイルス検査の受検を呼びかけるよう指示したところである。

五の①及び②について

平成十九年十月二十二日に設置された「ファブリノーゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」において、現在、御指摘の「新資料」の収集から公表に至る経緯等について調査を行っているところであるが、お尋ねの点についても同調査の中で調査を行うこととしており、現時点でお答えすることは困難である。

七について

厚生労働省としては、田辺三菱及び株式会社ベネシスからは、個人情報の保護に関する法律

(平成十五年法律第五十七号)第二十五条第一項に基づき本人から開示請求があった場合にはこれに応じているところであり、また、現在、田辺三菱が行っている一覧表記載患者の特

定に関する作業の中においても、本人及び本人の遺族等から当該本人が一覧表記載患者であるかどうかについて問い合わせがあつた場合には、それに適切に応じていく考え方であると聞いて

いるところであるが、両社の対応が不適切である場合には、適切に対応するよう指導等を行う考えである。

八について

お尋ねについては、医薬食品局の職員が平成十九年十月十九日前に御指摘の「新資料」の存在を確認したものである。

九について

お尋ねについては、株式会社ミドリ十字の輸入する血液凝固第IX因子複合体(販売名クリス

官報(号外)

マシン)は昭和五十一年十二月に、日本製薬株式会社の製造する血液凝固第IX因子複合体(販売名P.P.S.B—ニチヤク)は昭和四十七年四月に、それぞれ承認されたものであり、確認をする医薬品副作用報告書等の量が膨大である」と等から、お答えすることは困難である。

九について

「ファブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」については、厚生労働大臣の命により設置されたものである

が、ファブリノゲン資料問題及びその背景に関する事実関係について調査することを目的とするものであることから、現在の名称とされたものである。

十について

お尋ねについては、厚生労働省としては、平成十九年十月三十一日に、田辺三菱から名古屋訴訟の原告のうちのお一人と判明した旨の報告を受けたところである。

平成十九年十月二十九日提出

質問 第一六五号

生活保護に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

一 前回答弁書(内閣衆質一六八第二七号)では、「有識者会議の設置を含め、今後の具体的な検討の進め方については、現時点では未定であ

る。」と回答されたが、十月十九日には、学識経験者による「生活扶助基準に関する検討会(第一回)」が開催された。答弁書提出時には検討会の設置は本当に決まつておらず、その後のわずかな期間で検討会の設置、委員の人選、打診、日程調整のすべてを行つたのか。特に、個別の委員に対する就任の打診を最初に行つた日を明らかにされたい。

二 本年十月十八日付北海道新聞は、「年内に報告書をまとめると」報道している。検討会の今後の開催予定日、開催場所、進行段取り等について、内定も含めてすべて明らかにされたい。

三 生活保護申請の意思を表明した方に対し、保護の適用を阻止するため、申請を認めないといういわゆる「水際作戦」と呼ばれる違法な対応が全国で蔓延していると報道等で指摘されている。例えば、日本弁護士連合会が昨年実施した全国一斉電話相談においても、福祉事務所に相談に行つたが保護を利用できていない方からの一八〇件の相談のうち一八件(約六六%)が違法な理由で保護を拒否された可能性が高いとされている。

このように「水際作戦」が全国的に蔓延しているという指摘について、どのような事実認識を持っているか。現状を把握するために何らかの調査を行う予定はないか。予定がないとすれば、それはなぜか。

四 申請権侵害の防止について、今後どのように取り組んでいくのか。厚生労働省が各自治体に

対して行う監査のあり方も含め、具体的に回答されたい。

五 面接相談において常態的に申請権を侵害していることが確認された自治体に対しては、地方自治法二四五条の七に定める「是正の指示」を発動すべきではないか。

六 日本における生活保護の「捕捉率」(受給要件を満たしている方のうち現に制度を利用している方の割合)は極めて低いという指摘がある。

このようすに捕捉率が低いことは国民の生存権保障の観点から望ましくないと考えるが、どうか。また、日本における捕捉率がいかほどであるかについて調査をする予定はあるか。予定がないとすれば、なぜか。

七 生活保護の受給要件を満たしているにもかかわらず保護が開始されていない方は、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活以下の生活を送っていることになる。

そこで、面接相談等において相談者が保護の受給要件を満たしている可能性があると思料されるときは実施機関の側から申請を助言するよう、厚生労働省から各自治体に対して通知を発出するなどして周知徹底する予定はないか。予定がないとすれば、それはなぜか。

八 生活保護が必要であるにもかかわらず制度についての知識がないために最低限度の生活以下の生活を送っている方々をなくすために、厚生労働省が保護基準や受給要件について広く国民に広報する必要があると考えるがどうか。ま

内閣衆質一六八第一六五号
平成十九年十一月六日

内閣總理大臣 福田 康夫
衆議院議員山井和則君提出生活保護に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出生活保護に関する再質問に対する答弁書

一について

厚生労働省として、「生活扶助基準に関する検討会」(以下単に「検討会」という。)を開催し、生活扶助基準の見直しの検討を行つていくことを決定したのは、本年十月十六日であるが、その決定に至るまでの過程において、本年九月二十八日に、まず樋口美雄氏と面会し、検討会の座長への就任を打診するなどしていたものである。

二について

検討会については、本年十一月八日に、東京都千代田区の商工会館において第三回を開催すこととしているが、それ以降の日程等については、年内にその結論が得られるよう検討して

いくこととしている以外は未定である。

三及び四について

厚生労働省としては、これまで生活保護の申請権の侵害が疑われる事例があつたことは承知しており、生活保護制度の適正な運営を図るために、生活保護の申請権を侵害していると疑われ

るような行為自体も厳に慎むよう、社会・援護局関係主管課長会議等で各自治体に指示するとともに、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成十八年三月三十日付け社援保発第〇三三〇〇一号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により各自治体にその旨の周知を図ってきたところである。また、本年九月の生活保護関係全国係長会議では、改めて同様の趣旨を徹底するとともに、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第二十三条第一項に基づく事務監査を行うに当たっては、生活保護の面接相談が適切に行われているか、生活保護の申請がある場合には申請手続の援助指導が行われているか等に特に留意するよう指示したところである。

五について

お尋ねについては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の規定の趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

厚生労働省としては、真に保護が必要な者に対する適切な保護が実施されることは重要であると考えるが、生活保護法上は、原則として本

人等の申請に基づき生活保護を開始することとされており、実際に本人等の申請がなければ当該本人が生活保護の受給要件を満たすかどうか確認することが困難であることから、御指摘の調査を行うことは、困難であると考える。

七及び八について

厚生労働省としては、各自治体に対し、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」により、生活保護の相談の段階において生活保護制度について十分に説明することや、生活保護の申請の意思のある方に対して申請手続の援助指導を行うよう指導等を行ってきたほか、「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について」(平成十五年三月三十一日付け社援保発第〇三一〇〇四号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)等により、住民に対する制度の周知等を図ること等を求めてきているところであり、今後とも各自治体に対し、これらの通知の趣旨を徹底してまいりたいと考えている。

平成十九年十月二十九日提出 質問 第一六六号

第Ⅸ因子製剤に関する質問主意書

提出者 山井 和則

薬害肝炎訴訟について、名古屋地方裁判所が平成十九年七月三十一日に言い渡した判決では、第

IX因子製剤(ミドリ十字製クリスマシン及び日本製薬製PPSB-ニチヤク)について、昭和五十年以後における国と企業の法的責任(肝炎の危険性に関する警告義務違反)を認定した。

そこで、以下質問する。

一 昭和四十七年当時、米国内で販売されていた

同コーナインには、使用上の注意として「血清肝炎ウイルスによる汚染の程度は分かつてない。

現在までのところ肝炎ウイルスの存在の有無を証明する信頼すべき試験方法が存在しない。

したがってウイルスの存在はあるものと見

るべきで、本品を投与する際は本品投与により予期される治療効果と、本品によるウイルス感

染の危険性とを衡量し、十分考慮した上で使用しなければならない。」と記載されていたところ

、同年に国が第IX因子製剤の輸入・製造を承認した際、国内における使用上の注意を、「本

剤の投与により、血清肝炎が起こることがある」と米国内におけるそれよりも簡略な内容とした。

国が、使用上の注意の内容をあえてこのように簡略な記載に変更することを承認した際の、厚生省の実務担当者は誰か。また、簡略な記載に変更した理由は何か。

二 日本製薬は、昭和四十七年にPPSB-ニチヤクの製造承認を受けた当時、血清肝炎罹患のおそれを防止するために、三人分以下の血漿を原料としており、こうした処置については「血清肝炎ワイルス(注:ウイルスのこと)を保持す

る供血者の完全な検査法が確立するまでとする」と国に説明していたところ、国は、昭和四十一年八月二十九日、PPSB-ニチヤクを五〇人分以上の血漿を原料として製造する一部変更を承認した。

この一部変更承認の際、国は、血清肝炎ウイルスを保持する供血者の完全な検査法が確立したと判断したのか否か。そのように判断したのであれば、その検査法の具体的中身について明瞭にせよ。また、判断しなかつたのであれど、そのうるにもかかわらず、かかる一部変更承認を許容した理由について、明瞭にせよ。

三 前記訴訟に提出された書証(丙A-二五二)によると、旧ミドリ十字は、昭和五十三年七月に、社内でクリスマシンによる肝炎発生対策会議を開催し、紫外線照射・BPL添加による不活化工程の追加を検討しながら、結果としてこれを見送った上、警告を追加せずに、従来通りの製品の販売を継続した。

国がこれら的事実を認識したのはいつか。そして、実際にこの事実を認識した厚生省の担当者は誰か。また、認識した際に、不活化工程及び警告の追加を行うことを不要と判断した理由が求めたのであれば旧ミドリ十字からいかなる回答があつたか。求めなかつたのであれば、その理由は何か。

四 国が、昭和四十九年に、フィブリノゲン製剤

官 報 (号 外)

の添付文書の記載変更指導を通じて、旧ミドリ十字がファイブリノゲン製剤に対しBPLによる不活化処理を実施していることを認識するに至った際、実際にこの事実を認識した当時の厚生省の担当者は誰か。また、その際、同様の製法で製造される第IX因子製剤につき、その不活化処理の実情(BPL)による不活化処理の有無やその実施可能性、乾燥・液状加熱処理等他の不活化方法の検討状況など)の調査・報告を要請したか。要請したのであれば、その概要と結果について明らかにせよ。また、要請しなかつたのであれば、その理由は何か。

同社(当時は日本プラットドバンク社)が血液銀行業務から撤退する際に、「我々に対し厚意のあつた厚生省の課長や、献血事業団の山口専務理事から、声静かに、保存血から手を引きなさい、それうば(原文ママ)血漿分画製剤の事業は生き残れる」という忠告がありました」(P.三四)と述べているが、こうした「忠告」を行つた事実はあるか。また、この「厚生省の課長」は誰か。

請したか。要請したのであれば、その概要と結果について明らかにせよ。また、要請しなかつたのであれば、その理由は何か。

右質問する。
内閣衆質一六八第一六六号
平成十九年十一月六日

が名古屋地方裁判所に提出した丁A他第十七号証からは、同社がB型肝炎ウイルスの抗原検査を高感度のIA法に変更したことがその背景にあつたものと推定される。

尋ねの点についてお答えすることは困難である。

研究事業「非加熱血液凝固因子製剤を使用した
血友病以外の患者における肝炎ウイルス感染に
関する調査研究」は、非加熱血液凝固因子製剤
の使用が確認され、かつHCV（C型肝炎ウイ
ルス）による慢性肝炎の発生率は1%未満と見ら
れる。

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出第IX因子製剤に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三について
御指摘の事実を国が最初に認識した時期を確定的にお答えすることは困難であるが、厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室の職員は、三菱ウエルフアーマ株式会社及び株式会社

ルの遺伝子検査が陽性である非血友病患者が一〇八名存在することを確認している。この一〇八名の患者の中に、クリスマシン・PPS B-ニチヤクによる感染者は、それぞれ何名含まれていたか。また、これら患者の現在における病状(慢性肝炎、肝硬変、肝ガン、死亡)の各実数)及び療養状況を把握しているか。把握しているのであれば、その具体的な内容について明らかにせよ。

衆議院議員山井和則君提出第IX因子製剤に関する質問に対する答弁書

員は、三菱ウエルフアーマ株式会社及び株式会社ベネシスが大阪地方裁判所に提出した平成十五年三月十一日付けの第一準備書面から、当該事実を認識したものである。厚生労働省としては、平成十五年当時、三菱ウエルフアーマ株式会社に対して御指摘の報告は求めていないが、その理由としては、御指摘のクリスマシンは當時既に使用されていない医薬品であつたこと等が推定される。

六 クリスマシンを製造したミドリ十字の内藤良一元社長は、自著「老Sしの騒音」（昭和五十五年ミドリ十字発行）において、昭和三十九年に

については、旧厚生省薬務局細菌製剤課の職員が行つたものである。

厚生労働省としては、ファイブリノゲン製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染について、一

平成十九年十一月八日 衆議院会議録第十号
議長の報告
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書並びに

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第十九條の七第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に改める。

別表第一イの表中

1 級	2 級	3 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600

196,900	254,600	297,900	155,700	214,600	252,600	223,000	284,200	332,700	194,900	254,600	297,900
198,200	256,000	299,600	157,200	216,500	254,600	224,100	285,100	333,500	196,200	256,000	299,600
199,500	257,400	301,300	158,700	218,400	256,600	225,200	286,000	334,300	197,500	257,400	301,300
200,800	258,800	303,000	160,200	220,300	258,600	226,300	286,900	335,100	198,800	258,800	303,000
202,000	260,100	304,700	161,600	222,000	260,500	200,000	260,100	304,700	201,300	261,500	306,400
203,300	261,500	306,400	164,300	223,900	262,400	202,600	262,900	308,100	203,900	264,300	309,800
204,600	262,900	308,100	166,900	225,800	264,300	203,900	265,600	311,300	205,100	266,900	312,900
205,900	264,300	309,800	169,500	227,700	266,200	205,100	268,200	314,500	206,300	269,500	316,100
207,100	265,600	311,300	172,200	229,500	268,200	206,300	266,900	312,900	207,500	268,200	314,500
208,200	266,900	312,900	173,900	231,300	270,100	207,500	268,200	314,500	208,700	269,500	316,100
209,300	268,200	314,500	175,600	233,100	272,000	208,700	269,500	316,100	210,000	270,600	317,800
210,400	269,500	316,100	177,300	234,900	273,900	211,600	271,900	319,400	211,100	273,200	321,000
211,600	270,600	317,800	178,800	236,500	275,800	212,600	273,200	321,000	212,200	274,500	322,600
212,600	271,900	319,400	180,600	238,000	277,700	213,300	274,500	322,600	213,300	275,700	324,100
213,600	273,200	321,000	182,400	239,500	279,600	214,600	276,800	325,300	214,400	278,200	326,500
214,600	274,500	322,600	184,200	241,000	281,500	215,600	277,900	326,500	215,500	278,200	327,700
215,600	275,700	324,100	185,800	242,500	283,200	216,600	278,200	327,700	216,600	279,000	328,800
216,600	276,800	325,300	187,300	244,000	285,100	217,600	279,000	328,800	217,700	279,000	329,800
217,600	277,900	326,500	188,800	245,500	287,000	218,600	280,200	330,800	218,800	280,200	331,800
218,600	279,000	327,700	190,300	247,100	288,900	219,600	281,200	331,800	219,900	281,200	332,800
219,600	280,200	328,800	191,600	248,400	290,600	220,600	282,200	333,800	220,100	283,200	334,800
220,600	281,200	329,800	192,900	250,000	292,400	221,600	283,200	334,800	221,000	282,200	335,800
221,600	282,200	330,800	194,200	251,600	294,200	222,600	284,200	335,800	222,100	283,200	336,800
222,600	283,200	331,800	195,500	253,200	296,000	223,600	285,200	336,800	223,100	284,200	337,800

官 報 (号 外)

平成十九年十一月八日 衆議院会議録第十号	203,000	253,600	176,600	229,000	140,300	198,300	表中		223,400	284,200	332,700			
	203,700	254,200	178,000	230,200	141,500	199,600	1級	2級	224,400	285,100	333,500			
	204,400	254,800	179,400	231,400	142,700	200,900	俸給月額	俸給月額	225,400	286,000	334,300			
	205,100	255,400	180,800	232,600	143,900	202,200	円	円	226,500	286,900	335,100			
	205,900	255,900	182,100	233,800	145,100	203,600	120,200	171,200	に改め、別表第一イの備考】中「179,200円」を「181,200円」に改め、別表第一口の					
	206,700	256,400	183,300	235,000	146,600	204,900	121,100	172,700						
	207,500	256,900	184,500	236,200	148,100	206,200	122,000	174,200						
	208,300	257,400	185,700	237,400	149,600	207,500	122,900	175,700						
	を													
	1級	2級	俸給月額	俸給月額	186,800	238,600	151,000	208,800	123,900	177,100				
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書	121,600	172,600	187,900	239,600	152,500	210,100	124,900	178,600	125,900	180,100				
	122,500	174,100	189,000	240,600	154,000	211,400	125,900	180,100	126,900	181,600				
	123,500	175,600	190,100	241,600	155,500	212,700	127,700	183,100	128,700	184,400				
	124,400	177,100	191,200	242,700	157,000	213,800	128,700	184,400	129,700	185,700				
	125,400	178,500	192,300	243,700	158,800	215,200	130,700	187,000	131,500	188,400				
	126,400	180,000	193,400	244,700	160,600	216,600	132,500	189,600	133,500	190,800				
	127,400	181,500	194,500	245,700	162,400	218,000	134,500	192,000	135,600	193,300				
	128,400	183,000	195,600	246,700	164,200	219,200	136,800	194,600	137,200	194,400				
	129,200	184,500	196,600	247,600	165,900	220,500	138,400	195,600	139,600	196,700				
	130,200	185,700	197,600	248,500	167,600	221,800	140,800	197,800	141,900	198,800				
	131,200	187,000	198,600	249,400	169,300	223,100	143,100	200,000	144,300	201,200				
	132,300	188,300	199,400	250,400	170,900	224,200	145,500	202,400	146,700	203,600				
	184,900	262,800	200,300	251,200	172,300	225,400	148,200	205,600	150,700	207,800				
	186,700	265,100	201,200	252,000	173,300	226,600	149,600	208,800	152,100	210,100				
	188,500	267,400	202,100	253,000	174,300	227,800	151,600	210,000	153,100	212,000				
	190,300	269,700	203,000	254,000	175,300	228,100	153,600	211,000	154,100	213,200				
	191,900	272,100	204,000	255,000	176,300	229,400	155,600	212,000	155,700	214,400				
	193,700	274,400	205,000	256,000	177,300	230,700	157,600	213,200	157,800	215,600				
	195,500	276,700	206,000	257,000	178,300	232,000	159,600	214,000	159,900	216,700				
	197,300	279,000	207,000	258,000	179,300	233,300	161,600	215,200	161,100	217,800				
	199,100	281,100	208,000	259,000	180,300	234,600	163,600	216,400	162,700	219,800				
	200,900	283,300	209,000	260,000	181,300	236,000	165,600	217,600	164,200	220,000				
	202,700	285,500	210,000	261,000	182,300	237,300	167,600	219,200	165,700	221,200				
	204,500	287,700	211,000	262,000	183,300	238,600	169,600	220,800	167,200	223,400				
	206,100	290,000	212,000	263,000	184,300	239,900	171,600	222,400	168,700	225,600				
	208,000	292,000	213,000	264,000	185,300	241,200	173,600	224,000	169,200	227,400				
	209,900	294,000	214,000	265,000	186,300	242,500	175,600	225,600	170,700	229,200				
	211,800	296,000	215,000	266,000	187,300	243,800	177,600	227,000	172,200	231,000				
	213,500	298,100	216,000	267,000	188,300	245,100	179,600	228,400	173,700	232,800				
	215,500	299,800	217,000	268,000	189,300	246,400	181,600	229,600	175,200	234,600				
	217,500	301,500	218,000	269,000	190,300	247,700	183,600	230,800	176,700	236,400				
	219,500	303,200	219,000	270,000	191,300	249,000	185,600	232,000	178,200	238,200				
	221,300	304,800	220,000	271,000	192,300	250,300	187,600	233,200	180,700	240,000				
	223,200	306,400	221,000	272,000	193,300	251,600	189,600	234,500	182,200	241,800				
	225,100	308,000	222,000	273,000	194,300	252,900	191,600	235,800	183,700	243,600				
	227,000	309,600	223,000	274,000	195,300	254,200	193,600	237,100	185,200	245,400				
	別表第二中													
	に改める。													

官 報 (号 外)

平成十九年十一月八日

衆議院会議録第十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

一一一

別表第三中

1 級	2 級	3 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 149,700	円 211,500	円 250,100
151,200	213,400	252,100
152,700	215,300	254,100
154,200	217,200	256,100
155,800	219,200	258,100
157,600	221,000	260,200
159,400	222,800	262,300
161,200	224,600	264,400
163,000	226,300	266,300
164,900	228,100	268,300
166,800	229,900	270,300
168,700	231,700	272,300
170,400	233,500	274,200
172,200	235,200	276,300
174,000	236,900	278,400
175,800	238,600	280,500

考〔〕中「180,300円」を「182,300円」に改める。

215,500	298,100	172,800	245,200	228,800	311,300
217,400	299,800	174,500	247,400	230,600	312,900
219,300	301,500	176,200	249,600	232,400	314,500
221,200	303,200	177,900	251,800	234,200	316,100
222,900	304,800	179,600	254,100	236,100	317,800
224,700	306,400	181,400	256,300	237,700	319,400
226,500	308,000	183,200	258,500	239,300	321,000
228,300	309,600	185,000	260,700	240,900	322,600
230,000	311,300	186,900	262,800	242,600	324,100
231,700	312,900	188,700	265,100	244,200	325,300
233,400	314,500	190,500	267,400	245,800	326,500
235,100	316,100	192,300	269,700	247,400	327,700
236,900	317,800	193,900	272,100	248,100	328,500
238,400	319,400	195,700	274,400	249,800	329,300
239,900	321,000	197,500	276,700	250,500	330,100
241,400	322,600	199,300	279,000	251,200	331,900
243,000	324,100	201,100	281,100	252,900	333,700
244,500	325,300	202,900	283,300	253,600	335,500
246,000	326,500	204,700	285,500	254,300	337,300
247,600	327,700	206,500	287,700	255,000	339,100
208,100	290,000	208,100	290,000	255,700	339,800
210,000	292,000	210,000	292,000	256,400	340,500
211,900	294,000	211,900	294,000	257,100	341,200
213,800	296,000	213,800	296,000	257,800	341,900

に改め、同表の備

1 級	2 級
俸給月額	俸給月額
円 156,500	円 226,800
158,200	229,100
159,900	231,400
161,600	233,600
163,200	235,900
165,700	238,200
168,100	240,500
170,500	242,800

195,700	249,400	291,000	1 級	2 級	3 級	222,100	277,500	329,200	177,600	240,300	282,600
197,500	251,000	293,000	俸給月額	俸給月額	俸給月額	223,300	278,800	330,700	181,600	242,100	284,700
199,300	252,700	295,000				224,500	280,100	332,200	185,600	243,900	286,800
201,100	254,400	297,000	円	円	円	225,700	281,400	333,700	189,600	245,700	288,900
203,000	256,200	298,900	151,500	213,800	252,100	226,800	282,600	335,000	193,400	247,500	291,000
204,700	257,600	300,900	153,000	215,700	254,100	227,700	283,700	336,400	195,200	249,300	293,000
206,400	259,000	302,900	154,500	217,600	256,100	228,600	284,800	337,800	197,000	251,100	295,000
208,100	260,400	304,900	156,100	219,500	258,000	229,500	285,900	339,200	198,800	252,900	297,000
209,700	261,700	306,700	157,700	221,500	259,900	230,200	286,900	340,400	200,700	254,800	298,900
211,100	263,000	308,600	159,500	223,300	261,900	231,000	287,900	341,600	202,400	256,300	300,900
212,500	264,300	310,500	161,300	225,100	263,900	231,800	288,900	342,800	204,100	257,800	302,900
213,900	265,600	312,400	163,200	226,900	265,800	232,600	289,900	344,000	205,800	259,300	304,900
215,200	267,000	314,400	165,000	228,600	267,600	233,300	290,700	345,100	207,400	260,700	306,700
216,400	268,300	316,300	166,900	230,400	269,500	234,000	291,600	346,300	208,800	262,100	308,600
217,600	269,600	318,200	168,800	232,200	271,400	234,700	292,500	347,500	210,200	263,500	310,500
218,800	270,800	320,100	170,800	234,000	273,300	235,400	293,400	348,700	211,600	264,900	312,400
219,800	272,000	322,000	172,500	235,800	275,000	236,000	294,200	349,800	212,900	266,400	314,400
221,000	273,400	323,800	174,300	237,500	276,900	236,700	295,000	350,900	214,100	267,800	316,300
222,200	274,800	325,600	176,100	239,200	278,800	237,400	295,800	352,000	215,300	269,200	318,200
223,400	276,200	327,400	177,900	240,900	280,700	238,100	296,600	353,100	216,500	270,600	320,100
224,400	277,500	329,200	179,700	242,600	282,600	238,900	297,500	354,000	217,500	272,000	322,000
225,600	278,800	330,700	183,800	244,300	284,700	239,700	298,000	354,900	218,700	273,400	323,800
226,800	280,100	332,200	187,900	246,000	286,800	240,500	298,500	355,800	219,900	274,800	325,600
228,000	281,400	333,700	191,900	247,700	288,900	241,300	299,000	356,700	221,100	276,200	327,400

を

官 報 (号 外)

平成十九年十一月八日 衆議院会議録第十号	185,300	205,000	228,700	267,000	別表第四イの表中	229,100	282,600	335,000	
	187,700	206,900	230,500	269,000		229,900	283,700	336,400	
	190,100	208,800	232,300	271,000		230,700	284,800	337,800	
	192,500	210,700	234,100	273,000		231,500	285,900	339,200	
	195,000	212,400	235,900	274,900		232,100	286,900	340,400	
	196,800	214,200	237,400	277,000		232,700	287,900	341,600	
	198,600	216,000	238,900	279,100		233,400	288,900	342,800	
	200,400	217,800	240,400	281,200		234,100	289,900	344,000	
	202,300	219,500	241,900	283,100		234,700	290,700	345,100	
	204,100	221,200	243,600	285,300		235,300	291,600	346,300	
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書	205,900	222,900	245,300	287,500		235,900	292,500	347,500	
	207,700	224,600	247,000	289,700		236,500	293,400	348,700	
	209,600	226,200	248,500	292,000		237,000	294,200	349,800	
	211,400	228,000	250,100	294,000		237,600	295,000	350,900	
	213,200	229,800	251,700	296,000		238,200	295,800	352,000	
	215,000	231,600	253,300	298,000		238,800	296,600	353,100	
	216,700	233,200	254,800	299,900		239,500	297,500	354,000	
	218,400	234,800	256,400	301,800		240,200	298,000	354,900	
	220,100	236,400	258,000	303,700		240,900	298,500	355,800	
	221,800	238,000	259,600	305,600		241,500	299,000	356,700	
二二三	223,400	239,500	261,100	307,600	に改め、同表の	230,400	245,900	267,400	315,200
	225,200	241,100	262,700	309,500		231,900	247,500	269,200	317,100
	227,000	242,700	264,300	311,400		233,400	249,100	271,000	319,000
	228,800	244,300	265,900	313,300		234,900	250,700	272,800	320,900
	197,200	214,700	238,200	275,700		236,400	252,200	274,500	322,800
	199,000	216,500	239,700	277,600		237,800	253,800	276,200	324,700
	200,800	218,300	241,200	279,500		239,200	255,400	277,900	326,600
	202,600	220,100	242,700	281,400		240,600	257,000	279,600	328,500
	204,500	221,800	244,200	283,100		241,800	258,500	281,400	330,300
	206,300	223,500	245,800	285,300		243,400	260,100	283,100	332,000
二二三	208,100	225,200	247,400	287,500		245,000	261,700	284,800	333,700
	209,900	226,900	249,000	289,700		246,600	263,300	286,500	335,400
	211,800	228,500	250,400	292,000		247,000	264,700	288,200	337,100
	213,600	230,300	251,800	294,000		248,100	266,500	290,000	338,900
	215,400	232,100	253,300	296,000		249,700	268,300	291,800	340,700
	217,200	233,900	254,800	298,000		251,300	270,100	293,600	342,500
	218,900	235,500	256,200	299,900		252,900	270,400	294,200	345,800
	220,600	237,100	257,700	301,800		254,400	271,700	295,200	344,100
	222,300	238,700	259,200	303,700		255,800	273,400	297,000	345,800
	224,000	240,300	260,700	305,600		257,200	275,100	298,800	347,500
二二三	225,600	241,800	262,100	307,600		258,600	276,800	300,600	349,200
	227,400	243,300	263,600	309,500		259,300	278,400	302,200	350,900
	229,200	244,800	265,100	311,400		260,000	280,000	304,000	352,600
	231,000	246,300	266,600	313,300		261,500	281,600	305,800	354,300
	232,600	247,800	268,000	315,200		263,000	283,200	307,600	356,000
	234,100	249,200	269,700	317,100		264,500	284,800	309,400	357,300
	235,600	250,700	271,400	319,000		266,000	286,500	311,200	358,600

備考〔廿「205,900円」を「208,200円」に改める。]

197,200	214,700	238,200	275,700	1 級	2 級	3 級	4 級	197,200	214,700	238,200	275,700
199,000	216,500	239,700	277,600	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	219,000	226,500	243,500	280,500
200,800	218,300	241,200	279,500	円	円	円	円	220,800	228,300	245,800	282,800
202,600	220,100	242,700	281,400	158,100	173,600	200,200	240,100	222,600	230,100	248,100	284,100
204,500	221,800	244,200	283,100	159,800	175,400	202,200	241,900	224,500	231,800	250,500	285,500
206,300	223,500	245,800	285,300	161,500	177,200	204,200	243,700	226,300	233,200	252,300	286,300
208,100	225,200	247,400	287,500	163,200	179,000	206,200	245,500	228,100	235,100	253,100	287,100
209,900	226,900	249,000	289,700	164,700	180,900	208,200	247,400	229,900	236,800	254,900	288,900
211,800	228,500	250,400	292,000	166,600	183,200	210,200	249,300	231,800	239,700	256,800	289,800
213,600	230,300	251,800	294,000	168,400	185,500	212,200	251,200	233,600	241,500	261,700	290,600
215,400	232,100	253,300	296,000	170,300	187,800	214,200	253,100	235,400	242,700	262,700	291,500
217,200	233,900	254,800	298,000	172,000	190,000	216,300	254,800	237,200	244,500	264,600	292,400
218,900	235,500	256,200	299,900	173,700	192,600	218,100	256,700	238,900	245,700	265,700	293,600
220,600	237,100	257,700	301,800	175,400	195,100	219,900	258,600	240,600	250,400	266,500	294,500
222,300	238,700	259,200	303,700	177,100	197,600	221,700	260,400	242,300	251,300	268,300	295,300
224,000	240,300	260,700	305,600	179,000	200,000	223,600	262,100	243,200	252,900	270,100	296,100
225,600	241,800	262,100	307,600	181,100	201,800	225,500	263,700	244,300	255,800	271,700	297,000
227,400	243,300	263,600	309,500	183,200	203,600	227,400	265,300	246,200	257,200	275,100	298,800
229,200	244,800	265,100	311,400	185,300	205,400	229,300	266,800	247,100	258,600	276,800	300,600
231,000	246,300	266,600	313,300	187,500	207,300	231,000	268,300	248,900	259,300	278,400	302,200
232,600	247,800	268,000	315,200	189,900	209,200	232,800	270,200	251,500	261,500	280,000	304,000
234,100	249,200	269,700	317,100	192,300	211,100	234,600	272,100	254,000	263,000	281,600	305,800
235,600	250,700	271,400	319,000	194,700	213,000	236,400	274,000	255,500	264,500	283,200	307,600
237,100	252,200	273,000	320,900								

を

官 報 (号 外)

平成十九年十一月八日 衆議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

156,000	219,200	258,100	四イの備考〕中「200,800円」を「203,100円」に改め、別表第四口の表中	238,600	253,600	274,500	322,800
157,900	221,000	260,200		239,900	255,100	276,200	324,700
159,800	222,800	262,300		241,200	256,600	277,900	326,600
161,700	224,600	264,400		242,500	258,100	279,600	328,500
163,700	226,300	266,300		243,600	259,500	281,400	330,300
165,700	228,100	268,300		245,000	261,000	283,100	332,000
167,700	229,900	270,300		246,500	262,500	284,800	333,700
169,700	231,700	272,300		248,000	264,000	286,500	335,400
171,500	233,500	274,200		249,400	265,300	288,200	337,100
173,500	235,200	276,300		250,900	267,000	290,000	338,900
175,500	236,900	278,400		252,400	268,700	291,800	340,700
177,500	238,600	280,500		253,900	270,300	293,600	342,500
179,400	240,300	282,600		255,300	271,700	295,200	344,100
182,900	242,100	284,700		256,600	273,400	297,000	345,800
186,400	243,900	286,800		257,900	275,100	298,800	347,500
189,900	245,700	288,900		259,200	276,800	300,600	349,200
193,400	247,500	291,000		260,500	278,400	302,200	350,900
195,200	249,300	293,000		261,900	280,000	304,000	352,600
197,000	251,100	295,000		263,300	281,600	305,800	354,300
198,800	252,900	297,000		264,700	283,200	307,600	356,000
200,700	254,800	298,900		149,700	211,500	250,100	に改め、別表第
202,400	256,500	300,900		151,300	213,400	252,100	
204,100	258,200	302,900		152,900	215,300	254,100	
205,800	259,900	304,900		154,500	217,200	256,100	

215, 200	268, 500	314, 400	165, 700	228, 600	267, 600	238, 100	296, 800	348, 800	207, 400	261, 600	306, 700
216, 600	270, 000	316, 300	167, 700	230, 400	269, 500	239, 300	298, 200	350, 400	208, 800	263, 200	308, 600
218, 000	271, 500	318, 200	169, 700	232, 200	271, 400	240, 500	299, 600	352, 000	210, 200	264, 800	310, 500
219, 400	272, 900	320, 100	171, 800	234, 000	273, 300	241, 700	301, 000	353, 600	211, 600	266, 400	312, 400
220, 800	274, 400	322, 000	173, 600	235, 800	275, 000	242, 700	302, 300	355, 100	212, 900	267, 900	314, 400
222, 200	275, 900	323, 800	175, 600	237, 500	276, 900	243, 900	303, 400	356, 400	214, 300	269, 500	316, 300
223, 600	277, 400	325, 600	177, 600	239, 200	278, 800	245, 100	304, 500	357, 700	215, 700	271, 100	318, 200
225, 000	278, 900	327, 400	179, 600	240, 900	280, 700	246, 300	305, 600	359, 000	217, 100	272, 700	320, 100
226, 200	280, 500	329, 200	181, 500	242, 600	282, 600	247, 600	306, 800	360, 400	218, 500	274, 400	322, 000
227, 400	281, 900	330, 900	185, 100	244, 300	284, 700	248, 900	307, 900	361, 500	219, 900	275, 900	323, 800
228, 600	283, 300	332, 600	188, 700	246, 000	286, 800	250, 200	309, 000	362, 600	221, 300	277, 400	325, 600
229, 800	284, 700	334, 300	192, 200	247, 700	288, 900	251, 500	310, 100	363, 700	222, 700	278, 900	327, 400
231, 100	286, 000	335, 900	195, 700	249, 400	291, 000	を					
232, 200	287, 400	337, 600	197, 500	251, 000	293, 000	1 級	2 級	3 級	223, 900	280, 500	329, 200
233, 300	288, 800	339, 300	199, 300	252, 700	295, 000	俸給月額	俸給月額	俸給月額	225, 100	281, 900	330, 900
234, 400	290, 200	341, 000	201, 100	254, 400	297, 000	円	円	円	226, 300	283, 300	332, 600
235, 500	291, 500	342, 500	203, 000	256, 200	298, 900	151, 500	213, 800	252, 100	227, 500	284, 700	334, 300
236, 400	292, 800	344, 100	204, 700	257, 800	300, 900	153, 100	215, 700	254, 100	228, 800	286, 000	335, 900
237, 400	294, 100	345, 700	206, 400	259, 400	302, 900	154, 700	217, 600	256, 100	230, 000	287, 400	337, 600
238, 400	295, 400	347, 300	208, 100	261, 000	304, 900	156, 400	219, 500	258, 000	231, 200	288, 800	339, 300
239, 500	296, 800	348, 800	209, 700	262, 600	306, 700	157, 900	221, 500	259, 900	232, 400	290, 200	341, 000
240, 600	298, 200	350, 400	211, 100	264, 100	308, 600	159, 800	223, 300	261, 900	233, 600	291, 500	342, 500
241, 700	299, 600	352, 000	212, 500	265, 600	310, 500	161, 700	225, 100	263, 900	234, 700	292, 800	344, 100
242, 800	301, 000	353, 600	213, 900	267, 100	312, 400	163, 700	226, 900	265, 800	235, 800	294, 100	345, 700
									236, 900	295, 400	347, 300

官 報 (号 外)

に改め、別表第四口の備考〔〕中「205,900円」を「208,200円」と改める。

官 報 (号 外)

平成十九年十一月八日

衆議院会議録第十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

二六

188,300	233,000	147,100	197,300	231,100	278,000	200,100	243,800	157,100	208,200
190,200	234,500	148,600	198,900	232,300	279,200	201,700	245,300	158,800	209,600
192,100	235,900	150,200	200,500	233,500	280,400	203,300	246,800	160,500	211,000
194,000	237,300	151,700	202,100	234,700	281,600	204,900	248,300	162,200	212,400
195,800	238,600	153,000	203,700	236,000	282,600	206,400	249,800	163,800	213,600
197,400	239,900	154,500	205,300	237,000	283,500	207,700	251,300	165,700	215,100
199,000	241,300	156,000	206,900	238,000	284,400	209,000	252,800	167,600	216,600
200,600	242,700	157,600	208,500	239,000	285,300	210,300	254,300	169,500	218,100
202,000	243,800	159,000	210,000	240,100	286,300	211,700	255,900	171,200	219,500
203,600	245,300	160,700	211,400	240,900	287,000	212,900	257,400	173,000	221,000
205,200	246,800	162,400	212,800	241,700	287,700	214,100	258,900	174,800	222,500
206,800	248,300	164,100	214,200	242,500	288,400	215,300	260,400	176,600	224,000
208,300	249,800	165,700	215,400	を		216,600	261,700	178,200	225,500
209,600	251,300	167,600	216,800	217,900	263,100	217,900	263,100	180,300	227,100
210,900	252,800	169,500	218,300	219,200	264,500	219,200	264,500	182,400	228,700
212,200	254,300	171,400	219,800	220,500	265,900	220,500	265,900	184,500	230,300
213,600	255,900	173,100	221,200	221,600	267,200	221,600	267,200	186,400	231,700
214,800	257,400	174,900	222,600	222,800	268,600	222,800	268,600	188,300	233,300
216,000	258,900	176,700	224,100	224,000	270,000	224,000	270,000	190,200	234,900
217,200	260,400	178,500	225,600	225,200	271,400	225,200	271,400	192,100	236,500
218,500	261,700	180,100	226,900	226,400	272,700	226,400	272,700	193,900	238,000
219,800	263,100	182,200	228,500	227,600	274,000	227,600	274,000	195,500	239,500
221,100	264,500	184,300	230,100	228,800	275,300	228,800	275,300	197,100	241,000
222,400	265,900	186,400	231,600	230,000	276,600	230,000	276,600	198,700	242,500

309,400	368,800	241,100	310,700	308,600	368,800	238,700	310,700	別表第六イの表中	223,500	267,200
310,600	370,700	244,200	313,500	310,000	370,700	241,800	313,500		224,700	268,600
311,800	372,600	247,300	316,300	311,400	372,600	244,900	316,300		225,900	270,000
313,000	374,500	250,400	319,100	312,800	374,500	248,000	319,100		227,100	271,400
に 改 め 、 別 表 第 六 口 を 次 の よ う に 改 め る。	253,500	321,700	を		251,100	321,700	251,100	321,700	228,300	272,700
	256,600	324,500	256,600	324,500	254,200	324,500	254,200	324,500	229,400	274,000
	259,700	327,300	259,700	327,300	257,300	327,300	257,300	327,300	230,400	275,300
	262,800	330,100	262,800	330,100	260,400	330,100	260,400	330,100	231,500	276,600
	265,800	332,700	265,800	332,700	263,400	332,700	263,400	332,700	232,500	278,000
	268,800	335,200	268,800	335,200	266,500	335,200	266,500	335,200	233,500	279,200
	271,800	337,700	271,800	337,700	269,600	337,700	269,600	337,700	234,600	280,400
	274,800	340,200	274,800	340,200	272,700	340,200	272,700	340,200	235,700	281,600
	277,800	342,600	277,800	342,600	275,800	342,600	275,800	342,600	236,900	282,600
	280,500	344,800	280,500	344,800	278,600	344,800	278,600	344,800	237,800	283,500
に 改 め る。	283,200	347,000	283,200	347,000	281,400	347,000	281,400	347,000	238,700	284,400
	285,900	349,200	285,900	349,200	284,200	349,200	284,200	349,200	239,600	285,300
	288,700	351,500	288,700	351,500	287,100	351,500	287,100	351,500	240,600	286,300
	291,600	353,800	291,600	353,800	290,100	353,800	290,100	353,800	241,300	287,000
	294,500	356,100	294,500	356,100	293,100	356,100	293,100	356,100	242,000	287,700
	297,400	358,400	297,400	358,400	296,100	358,400	296,100	358,400	242,700	288,400
	300,300	360,500	300,300	360,500	299,100	360,500	299,100	360,500	243,500	289,600
	302,600	362,600	302,600	362,600	301,500	362,600	301,500	362,600	244,300	290,400
	304,900	364,700	304,900	364,700	303,900	364,700	303,900	364,700	245,100	291,200
	307,200	366,800	307,200	366,800	306,300	366,800	306,300	366,800	246,500	292,000

官 報 (号 外)

口 教育職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級	
		号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
平成十九年十一月八日 衆議院会議録第十号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書	1		円 171,100		円 205,800		円 265,400
	2		173,700		207,900		268,500
	3		176,300		210,000		271,600
	4		179,000		212,100		274,700
	5		181,700		214,000		277,800
	6		184,500		216,100		280,700
	7		187,300		218,200		283,600
	8		190,200		220,300		286,400
	9		193,100		222,500		289,100
	10		196,100		224,900		292,000
	11		199,000		227,300		294,900
	12		201,900		229,700		297,800
	13		204,600		231,900		300,400
	14		206,300		234,200		303,000
	15		208,000		236,500		305,600
	16		209,700		238,800		308,200
	17		211,400		241,200		310,900
	18		213,200		244,300		314,200
	19		215,000		247,400		317,500
	20		216,800		250,500		320,800
	21		218,700		253,500		323,900
	22		220,700		256,600		327,000
	23		222,700		259,700		330,100
	24		224,700		262,800		333,200
	25		226,500		265,800		336,400
	26		228,500		268,800		339,400
	27		230,500		271,800		342,400
	28		232,500		274,800		345,400
	29		234,300		277,800		348,300
	30		236,300		280,300		350,900
	31		238,300		282,800		353,500
	32		240,300		285,300		356,100
	33		242,300		287,900		358,700
	34		244,400		290,500		361,000
	35		246,500		293,100		363,300
	36		248,600		295,700		365,600
	37		250,600		298,100		367,900
	38		252,600		300,600		370,200
	39		254,600		303,100		372,500
	40		256,600		305,600		374,800
	41		258,400		308,000		377,100
	42		259,800		310,400		379,200
	43		261,200		312,800		381,300
	44		262,600		315,200		383,400

官 報 (号 外)

		45	264,100	317,400	385,400
		46	265,400	319,900	387,400
		47	266,700	322,400	389,400
		48	268,000	324,900	391,400
		49	269,200	327,400	393,200
		50	270,500	329,800	395,000
		51	271,800	332,200	396,800
		52	273,100	334,600	398,600
		53	274,300	336,900	400,200
		54	275,500	338,900	402,000
		55	276,700	340,900	403,800
		56	277,900	342,900	405,600
		57	279,000	344,900	407,200
		58	280,400	346,900	408,900
		59	281,800	348,900	410,600
		60	283,200	350,900	412,300
		61	284,400	352,800	413,800
		62	285,800	354,700	415,400
		63	287,200	356,600	417,000
		64	288,600	358,500	418,600
		65	289,800	360,500	420,300
		66	291,100	362,400	421,600
		67	292,400	364,300	422,900
		68	293,700	366,200	424,200
再任 用職 員以 外の 職員		69	295,100	367,900	425,300
		70	296,200	369,700	426,400
		71	297,300	371,500	427,500
		72	298,400	373,300	428,600
		73	299,600	375,100	429,500
		74	300,700	376,800	430,500
		75	301,800	378,500	431,500
		76	302,900	380,200	432,500
		77	303,800	381,900	433,600
		78	304,800	383,600	434,600
		79	305,800	385,300	435,600
		80	306,800	387,000	436,600
		81	307,600	388,600	437,400
		82	308,500	390,200	438,300
		83	309,400	391,800	439,200
		84	310,300	393,400	440,100
		85	311,300	394,800	441,100
		86	312,200	396,300	442,000
		87	313,100	397,800	442,900
		88	314,000	399,300	443,800
		89	314,900	400,800	444,800
		90	315,700	402,100	445,400
		91	316,500	403,400	446,000
		92	317,300	404,700	446,600
		93	318,000	405,800	447,100
		94	318,700	406,900	447,700
		95	319,400	408,000	448,300
		96	320,100	409,100	448,900

官 報 (号 外)

平成十九年十一月八日

衆議院会議録第十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

二九

	97	320,800	410,000	449,300
	98	321,300	411,000	449,900
	99	321,800	412,000	450,500
	100	322,300	413,000	451,100
	101	322,800	414,100	451,500
	102	323,300	415,100	
	103	323,800	416,100	
	104	324,300	417,100	
	105	324,800	417,900	
	106	325,300	418,800	
	107	325,800	419,700	
	108	326,300	420,600	
	109	326,700	421,600	
	110	327,200	422,500	
	111	327,700	423,400	
	112	328,200	424,300	
	113	328,600	425,300	
	114	329,100	425,900	
	115	329,600	426,500	
	116	330,100	427,100	
	117	330,500	427,600	
	118	331,000	428,200	
	119	331,500	428,800	
	120	332,000	429,400	
	121	332,300	429,800	
	122	332,800	430,400	
	123	333,300	431,000	
	124	333,800	431,600	
	125	334,100	432,000	
	126	334,600		
	127	335,100		
	128	335,600		
	129	335,900		
	130	336,400		
	131	336,900		
	132	337,400		
	133	337,700		
	134	338,200		
	135	338,700		
	136	339,200		
	137	339,500		
	138	339,900		
	139	340,300		
	140	340,700		
	141	341,200		
再任用職員		251,400	298,800	317,300

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

平成十九年十一月八日

衆議院会議録第十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

247,600	335,600	291,800	376,000	別表第八イの表中	250,200	312,100	207,500	282,600
251,400	338,900	295,500	378,800		251,600	313,200	209,400	283,900
255,200	342,200	299,200	381,600		253,000	314,300	211,300	285,200
259,000	345,500	302,900	384,400		254,400	315,400	213,200	286,500
262,600	348,600	306,700	387,300				215,100	287,500
266,600	351,800	310,600	389,900				217,100	288,800
270,600	355,000	314,500	392,500				219,100	290,100
274,600	358,200	318,400	395,100				221,100	291,400
278,500	361,300	322,100	397,500		円	円		
282,500	365,000	325,100	399,800		235,200	322,200	222,900	292,800
286,500	368,700	328,100	402,100		237,700	325,300	224,900	294,100
290,500	372,400	331,100	404,400		240,200	328,400	226,900	295,400
294,300	376,000	334,200	406,800		242,700	331,500	228,900	296,700
297,900	378,800	336,800	408,900		245,100	334,400	230,700	297,900
301,500	381,600	339,400	411,000		248,900	337,800	232,700	299,200
305,100	384,400	342,000	413,100		252,700	341,200	234,700	300,500
308,800	387,300				256,500	344,600	236,700	301,800
312,600	389,900			を	260,100	347,800	238,600	302,900
316,300	392,500				264,100	351,200	240,100	304,100
320,000	395,100				268,100	354,600	241,600	305,300
323,600	397,500				272,100	358,000	243,100	306,500
326,500	399,800				円	円		
329,300	402,100				237,700	323,400	244,500	307,600
332,100	404,400				240,200	326,500	245,900	308,700
					242,700	329,600	247,300	309,800
					245,200	332,700	248,700	310,900
					288,000	372,400		

官 報 (号 外)

平成十九年十一月八日 衆議院会議録第十号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 三一	195,500	235,900	273,700	305,700	157,400	195,500	232,300	260,800		335,000	406,800
	196,800	237,600	275,400	307,400	159,300	197,100	234,000	262,700		337,400	408,900
	198,100	239,300	277,100	309,100	161,200	198,700	235,700	264,600		339,800	411,000
	199,400	241,000	278,800	310,800	163,100	200,300	237,400	266,500		342,200	413,100
	200,600	242,600	280,500	312,600	165,000	201,900	239,200	268,200	に 改 め、		
	201,800	244,200	282,200	314,300	166,900	203,600	240,900	270,100	別表第八口の表中		
	203,000	245,800	283,900	316,000	168,800	205,300	242,600	272,000			
	204,200	247,400	285,600	317,700	170,700	207,000	244,300	273,900			
	205,500	249,000	287,300	319,200	172,600	208,500	246,000	275,700			
	206,700	250,600	289,000	320,800	174,100	210,100	247,700	277,600			
	207,900	252,200	290,700	322,400	175,600	211,700	249,400	279,500			
	209,100	253,800	292,400	324,000	177,100	213,300	251,100	281,400			
	210,300	255,400	293,900	325,500	178,700	214,900	252,800	283,400	1 級	2 級	3 級
	211,400	256,800	295,500	326,800	180,200	216,600	254,500	285,300	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	212,500	258,200	297,100	328,100	181,700	218,300	256,200	287,200	円	円	円
	213,600	259,600	298,700	329,400	183,200	220,000	257,900	289,100	138,600	176,100	211,800
	214,700	260,900	300,100	330,500	184,800	221,700	259,600	291,100	140,000	177,700	213,400
	215,800	262,300	301,600	331,600	186,100	223,500	261,400	293,000	141,400	179,300	215,000
	216,900	263,700	303,100	332,700	187,400	225,300	263,200	294,900	142,800	180,900	216,600
	218,000	265,100	304,600	333,800	188,700	227,100	265,000	296,800	144,000	182,400	218,200
	219,100	266,300	306,200	334,700	190,100	229,000	266,600	298,600	145,700	184,000	219,900
	220,100	267,600	307,600	335,700	191,500	230,700	268,400	300,400	147,400	185,600	221,600
	221,100	268,900	309,000	336,700	192,900	232,400	270,200	302,200	149,100	187,200	223,300
	222,100	270,200	310,400	337,700	194,300	234,100	272,000	304,000	150,800	188,800	225,000
	202,600	243,100	280,500	312,600	167,000	204,000	240,300	268,200	152,600	190,900	226,800
	203,800	244,600	282,200	314,300	168,900	205,700	241,900	270,100	154,300	192,600	228,600
	205,000	246,100	283,900	316,000	170,800	207,400	243,500	272,000	156,000	194,300	230,400
	206,200	247,600	285,600	317,700	172,700	209,100	245,100	273,900	157,800	196,000	232,100
	207,500	249,000	287,300	319,200	174,600	210,600	246,700	275,700	159,300	197,600	233,900
	208,600	250,600	289,000	320,800	176,100	212,200	248,300	277,600	161,200	199,200	235,500
	209,700	252,200	290,700	322,400	177,600	213,800	249,800	279,500	163,000	201,700	237,400
	210,800	253,800	292,400	324,000	179,100	215,400	251,300	281,400	164,700	203,300	239,300
	211,900	255,400	293,900	325,500	180,700	217,000	252,800	283,400	166,400	205,900	241,900
	212,900	256,800	295,500	326,800	182,200	218,600	254,500	285,300	168,100	208,400	243,500
	213,900	258,200	297,100	328,100	183,700	220,200	256,200	287,200	170,800	210,700	245,100
	214,900	259,600	298,700	329,400	185,200	221,800	257,900	289,100	172,500	212,300	246,700
	215,900	260,900	300,100	330,500	186,800	223,400	259,600	291,100	175,200	214,100	248,300
	216,900	262,300	301,600	331,600	188,100	225,100	261,400	293,000	177,900	215,700	249,900
	217,900	263,700	303,100	332,700	189,400	226,800	263,200	294,900	179,600	217,300	251,500
	218,900	265,100	304,600	333,800	190,700	228,500	265,000	296,800	181,300	189,300	225,100
	219,900	266,300	306,200	334,700	192,100	230,300	266,600	298,600	183,000	190,900	226,800
	220,800	267,600	307,600	335,700	193,500	231,900	268,400	300,400	184,700	192,600	228,600
	221,700	268,900	309,000	336,700	194,900	233,500	270,200	302,200	186,400	194,300	230,400
	222,600	270,200	310,400	337,700	196,300	235,100	272,000	304,000	188,100	196,000	232,100
	223,600	271,300	311,700	338,500	197,500	236,800	273,700	305,700	189,800	197,600	233,900
	224,600	272,600	313,000	339,200	198,800	238,400	275,400	307,400	191,500	199,200	235,500
	225,600	273,900	314,300	339,900	200,100	240,000	277,100	309,100	193,200	200,800	237,100
	226,700	275,200	315,600	340,600	201,400	241,600	278,800	310,800	195,000	202,400	238,700

に

官 報 (号 外)

平成十九年十一月八日

衆議院会議録第十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

三二

改め
別表第八ハの表中

1 級	2 級	3 級	4 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 151,500	円 178,300	円 227,100	円 252,800
152,900	180,400	228,900	254,300
154,300	182,500	230,700	255,800
155,700	184,600	232,500	257,300
157,100	186,700	234,100	258,800
158,600	189,000	235,600	260,400
160,100	191,300	237,100	262,000
161,600	193,600	238,600	263,600
162,900	196,000	240,000	265,300
164,500	197,400	241,500	266,900
166,100	198,800	243,000	268,500
167,700	200,200	244,500	270,100
169,100	201,600	245,800	271,700
171,100	203,100	247,200	273,300
173,100	204,600	248,600	274,900
175,100	206,100	250,000	276,500

217,500	245,800	288,900	316,800	179,400	209,800	252,800	278,100	249,400	281,300	322,900	350,200
218,900	247,100	290,500	318,300	181,500	211,300	254,200	279,600	250,900	282,800	324,200	351,400
220,300	248,400	292,100	319,800	183,600	212,800	255,600	281,100	252,400	284,300	325,500	352,600
221,700	249,700	293,700	321,300	185,700	214,300	256,900	282,600	253,900	285,800	326,800	353,800

を

1 級	2 級	3 級	4 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 153,300	円 180,500	円 229,300	円 254,700
154,700	182,600	231,100	255,900
156,200	184,700	232,900	257,200
157,600	186,800	234,700	258,500
159,000	188,900	236,300	259,800
160,500	191,300	237,800	261,200
162,000	193,600	239,300	262,600
163,500	195,900	240,800	264,000
164,800	198,300	242,200	265,500
166,500	199,700	243,600	266,900
168,100	201,100	245,000	268,500
169,700	202,500	246,400	270,100
171,200	203,900	247,700	271,700
173,200	205,400	249,000	273,300
175,200	206,900	250,300	274,900
177,200	208,400	251,600	276,500

215,300	244,300	288,900	316,800	177,200	207,500	251,400	278,100				
216,700	245,700	290,500	318,300	179,300	209,000	252,900	279,600				
218,100	247,100	292,100	319,800	181,400	210,500	254,400	281,100				
219,500	248,500	293,700	321,300	183,500	212,000	255,900	282,600				
220,900	249,900	295,100	322,800	185,600	213,400	257,400	284,200				
222,400	251,400	296,600	324,300	187,800	215,100	259,000	285,800				
223,900	252,900	298,100	325,800	190,000	216,800	260,600	287,400				
225,400	254,400	299,600	327,300	192,200	218,500	262,200	289,000				
226,700	255,900	301,000	328,600	194,300	220,000	263,900	290,400				
228,200	257,500	302,400	330,000	195,600	221,700	265,500	292,200				
229,700	259,100	303,800	331,400	196,900	223,400	267,100	294,000				
231,200	260,700	305,200	332,800	198,200	225,100	268,700	295,800				
232,600	262,400	306,700	334,300	199,400	226,900	270,300	297,400				
234,000	264,000	308,100	335,700	200,700	228,400	271,900	299,100				
235,400	265,600	309,500	337,100	202,000	229,900	273,500	300,800				
236,800	267,200	310,900	338,500	203,300	231,400	275,100	302,500				
238,300	268,800	312,300	339,700	204,600	232,900	276,700	304,000				
239,700	270,400	313,700	341,100	205,900	234,400	278,200	305,600				
241,100	272,000	315,100	342,500	207,200	235,900	279,700	307,200				
242,500	273,600	316,500	343,900	208,500	237,400	281,200	308,800				
243,900	275,200	317,700	345,100	209,900	238,800	282,800	310,400				
245,300	276,700	319,000	346,400	211,300	240,200	284,300	312,000				
246,700	278,200	320,300	347,700	212,700	241,600	285,800	313,600				
248,100	279,700	321,600	349,000	214,100	243,000	287,300	315,200				

217,500	245,800	288,900	316,800	179,400	209,800	252,800	278,100	249,400	281,300	322,900	350,200
218,900	247,100	290,500	318,300	181,500	211,300	254,200	279,600	250,900	282,800	324,200	351,400
220,300	248,400	292,100	319,800	183,600	212,800	255,600	281,100	252,400	284,300	325,500	352,600
221,700	249,700	293,700	321,300	185,700	214,300	256,900	282,600	253,900	285,800	326,800	353,800
223,100	251,000	295,100	322,800	187,800	215,700	258,200	284,200				
224,600	252,400	296,600	324,300	190,000	217,400	259,600	285,800				
226,100	253,800	298,100	325,800	192,200	219,100	261,000	287,400				
227,600	255,200	299,600	327,300	194,400	220,800	262,400	289,000				
228,900	256,600	301,000	328,600	196,500	222,300	263,900	290,400				
230,300	258,100	302,400	330,000	197,800	224,000	265,500	292,200				
231,700	259,500	303,800	331,400	199,100	225,700	267,100	294,000				
233,100	260,900	305,200	332,800	200,400	227,400	268,700	295,800				
234,400	262,400	306,700	334,300	201,600	229,200	270,300	297,400				
235,700	264,000	308,100	335,700	202,900	230,700	271,900	299,100				
237,000	265,600	309,500	337,100	204,200	232,200	273,500	300,800				
238,300	267,200	310,900	338,500	205,500	233,700	275,100	302,500				
239,700	268,800	312,300	339,700	206,800	235,200	276,700	304,000				
241,000	270,400	313,700	341,100	208,100	236,600	278,200	305,600				
242,300	272,000	315,100	342,500	209,400	238,000	279,700	307,200				
243,600	273,600	316,500	343,900	210,700	239,400	281,200	308,800				
244,900	275,200	317,700	345,100	212,100	240,700	282,800	310,400	171,200	203,900	247,700	271,700
246,200	276,700	319,000	346,400	213,500	242,000	284,300	312,000	173,200	205,400	249,000	273,300
247,500	278,200	320,300	347,700	214,900	243,300	285,800	313,600	175,200	206,900	250,300	274,900
248,800	279,700	321,600	349,000	216,300	244,600	287,300	315,200	177,200	208,400	251,600	276,500

官 報 (号 外)

平成十九年十一月八日 衆議院会議録第十号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書	別表第九中						に改める。					
	168,700	223,500	276,300				250,000	281,300	322,900	350,200		
	170,400	225,200	278,200				251,300	282,800	324,200	351,400		
	172,100	226,900	280,100				252,700	284,300	325,500	352,600		
	173,800	228,600	282,000				254,100	285,800	326,800	353,800		
	175,400	230,100	283,700	1 級	2 級	3 級						
	177,100	232,000	285,500	俸給月額	俸給月額	俸給月額						
	178,800	233,900	287,300	円	円	円						
	180,500	235,800	289,100	146,800	196,600	245,600						
	182,100	237,500	291,000	148,000	198,400	247,600						
	183,900	239,500	292,800	149,200	200,200	249,600						
	185,700	241,500	294,600	150,400	202,000	251,600						
	187,500	243,500	296,400	151,400	203,700	253,500						
	189,300	245,400	298,100	152,800	205,500	255,500						
	190,800	247,300	299,800	154,200	207,300	257,500						
	192,300	249,200	301,500	155,600	209,100	259,500						
	193,800	251,100	303,200	156,900	211,000	261,300						
	195,300	253,000	304,900	158,300	212,500	263,200						
	196,600	254,900	306,500	159,700	214,000	265,100						
	197,900	256,800	308,100	161,100	215,500	267,000						
	199,200	258,700	309,700	162,600	217,100	268,800						
	200,600	260,500	311,400	164,100	218,700	270,700						
	202,000	262,400	313,000	165,600	220,300	272,600						
	203,400	264,300	314,600	167,100	221,900	274,500						
	204,800	266,200	316,200									
三三	213,100	274,700	324,100	177,500	232,100	283,700	1 級	2 級	3 級	206,000	267,900	317,800
	214,400	276,400	325,300	179,200	233,900	285,500	俸給月額	俸給月額	俸給月額	207,300	269,600	319,400
	215,700	278,100	326,500	180,900	235,700	287,300	円	円	円	208,600	271,300	321,000
	217,000	279,800	327,700	182,600	237,500	289,100	148,600	198,700	247,100	209,900	273,000	322,600
	218,100	281,400	328,800	184,200	239,100	291,000	149,800	200,500	249,000	211,000	274,700	324,100
	219,400	283,000	329,800	186,000	241,000	292,800	151,000	202,300	250,900	212,400	276,400	325,300
	220,700	284,600	330,800	187,800	242,900	294,600	152,200	204,100	252,800	213,800	278,100	326,500
	222,000	286,200	331,800	189,600	244,800	296,400	153,200	205,800	254,600	215,200	279,800	327,700
	223,100	287,900	332,700	191,400	246,600	298,100	154,700	207,600	256,400	216,400	281,400	328,800
	224,400	289,400	333,500	192,900	248,400	299,800	156,100	209,400	258,300	217,800	283,000	329,800
	225,700	290,900	334,300	194,400	250,200	301,500	157,500	211,200	260,200	219,200	284,600	330,800
	227,000	292,400	335,100	195,900	252,000	303,200	158,800	213,100	261,800	220,600	286,200	331,800
	228,100	294,000	336,000	197,400	253,800	304,900	160,200	214,600	263,600	221,800	287,900	332,700
	229,300	295,500	336,700	198,700	255,500	306,500	161,600	216,100	265,400	223,200	289,400	333,500
	230,500	297,000	337,400	200,000	257,200	308,100	163,100	217,600	267,200	224,600	290,900	334,300
	231,700	298,500	338,100	201,300	258,900	309,700	164,600	219,200	268,800	226,000	292,400	335,100
	232,900	299,800	338,600	202,700	260,500	311,400	166,100	220,800	270,700	227,200	294,000	336,000
	234,100	301,300	339,200	204,100	262,400	313,000	167,600	222,400	272,600	228,500	295,500	336,700
	235,300	302,800	339,800	205,500	264,300	314,600	169,100	224,000	274,500	229,800	297,000	337,400
	236,500	304,300	340,400	206,900	266,200	316,200	208,100	267,900	317,800	231,100	298,500	338,100
				209,400	269,600	319,400	210,700	272,300	327,300	232,400	299,800	338,600
				211,700	271,300	321,000	212,000	273,000	322,600	233,700	301,300	339,200
				212,000	273,000	322,600	213,500	274,200	324,200	235,000	302,800	339,800
				213,500	274,200	324,200	214,800	275,500	325,500	236,300	304,300	340,400

を

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「初任給調整手当」の下に「専門スタッフ職調整手当」を加える。

第六条第一項第十号中「別表第十」を「別表第十一」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 専門スタッフ職俸給表(別表第十)

第八条第六項中「により職員」の下に「専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「同項」を「前項」に、「及び同表」を「並びに同表及び専門スタッフ職俸給表」に、「三号俸」を「三号俸 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあつては、号俸」に改め、同条第七項中「及び同表」を「並びに同表及び専門スタッフ職俸給表に、「三号俸」を「三号俸」に、「二号俸」を「二号俸」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の二項を加える。

8 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものの第五項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

第八条の二中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改める。

第十条の三の次に次の二条を加える。

(専門スタッフ職調整手当)

第十条の四 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものが極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして人事院規則で定める業務に従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

2 専門スタッフ職調整手当の月額は、俸給月額に百分の十を乗じて得た額とする。

3 前二項に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十一条の三第二項、第十二条の四、第十二条の六第一項及び第二項、第十二条の七第一項及び第二項並びに第十二条の八第一項中「俸給の特別調整額」の下に「専門スタッフ職調整手当」を加える。

第十九条の三第一項中「管理又は」を「管理若しくは」に改め、「定める職員の下に「若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの」を加える。

第十九条の四第四項中「俸給」の下に「専門スタッフ職調整手当」を加え、「広域異動手当及び」を及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対するに改め、同条第五項中「の月額並びにこれを「及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれら」に、「広域異動手当及び」を「及び広域異動手当の月額に対するに改める。」

第十九条の七第二項第一号中「百分の七十七・五」を「百分の七十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改め、同条第三項中「の月額並びにこれを「及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれら」に、「広域異動手当及び」を「及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対するに改める。」

第十九条の九第三項中「から第十二条の二まで」を「第十二条の二」に改める。

別表第十を別表第十一とし、別表第九の次に次の二表を加える。

別表第十を別表第十一とし、別表第九の次に次の二表を加える。

別表第十 専門スタッフ職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級	1 級			2 級			3 級		
		号俸	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
	1			円 330,800			円 435,600			円 492,100
	2			332,900			440,100			497,800
	3			335,000			444,600			503,500
	4			337,100			449,100			509,100
	5			339,200			453,500			514,700
	6			341,300			457,700			520,100
	7			343,400			461,700			525,500
	8			345,500			465,400			530,400
	9			347,600			469,100			534,400
	10			349,700			472,500			537,400
	11			351,800			475,500			540,300
	12			353,900			478,300			543,000
	13			356,000			480,900			545,200
	14			358,000			483,300			547,300
	15			360,000			485,600			549,200
	16			362,000			487,400			551,000
	17			364,000			488,900			552,700
	18			365,900			490,300			554,300
	19			367,800			491,700			555,900
	20			369,700			493,100			557,500
	21			371,600			494,500			559,100
	22			373,500			495,800			
	23			375,400			497,100			
	24			377,300						

官 報 (号 外)

平成十九年十一月八日

衆議院会議録第十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

三五

	25	379,200		
	26	381,000		
	27	382,800		
	28	384,600		
	29	386,400		
	30	388,200		
	31	390,000		
	32	391,800		
	33	393,600		
	34	395,200		
	35	396,800		
	36	398,400		
再任用職員以外の職員	37	400,000		
	38	401,100		
	39	402,200		
	40	403,300		
	41	404,400		
	42	405,500		
	43	406,600		
	44	407,700		
	45	408,800		
	46	409,400		
	47	410,000		
	48	410,600		
	49	411,200		
	50	411,800		
	51	412,400		
	52	413,000		
	53	413,600		
	54	414,200		
	55	414,800		
	56	415,400		
	57	415,900		
	58	416,400		
	59	416,900		
	60	417,400		
	61	417,900		
	62	418,400		
	63	418,900		
	64	419,400		
	65	419,900		
	66	420,400		
	67	420,900		
	68	421,400		
	69	421,900		
	70	422,400		
	71	422,900		
	72	423,400		
	73	423,900		
	74	424,400		
	75	424,900		
	76	425,400		
	77	425,900		
再任用職員		330,800	435,600	492,100

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官報(号外)

第十九条の四 第四項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第十九条の四 第五項及び第三項	専門スタッフ職 調整手当	専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額
第十九条の四 十九条の七第三項	俸給及び専門スタッフ職調整手当	俸給の月額を算出率で除して得た額及び専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額
俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額	俸給の月額を算出率で除して得た額

第二十四条の表第八条第三項、第四項及び第六項の項中「及び第六項」を「第六項及び第八項」に改め、同表第十九条の九第三項の項中「から第十二条の二まで」を「第十二条、第十二条の二」に改める。

(一) 人事院の国会及び内閣に対する平成十九年八月八日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の職員の給与水準の改定のための関係法律の改正する。

第十五条第一項第三号イ中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

理由

(国家公務員倫理法の一部改正)
第九条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項第一号力中「別表第十」を「別表第十一」に改め、同号力を同号ヨとし、同号ワの次に次のように加える。

力 一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

第二条第三項第一号及び第四項第一号中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第十条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十二号)の一部を次のように

平成十九年十一月八日 衆議院会議録第10号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

に関する人事院勧告にかんがみ、一般職の職員の給与改定を行うとともに、専門スタッフ職俸給表の新設等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一般職の職員の給与水準の改定のための関係法律の改正
- 指定職俸給表を除く各俸給表の俸給月額について、初任給を中心に若年層に限定して、平均〇・一%引き上げること。

(一)

扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を一人につき六千五百円に引き上げること。

(二) 扶養手当等について、支給割合を年間〇・〇五月分引き上げること。

(三) 勤勉手当等について、支給割合を年間引き上げること。

2 給与構造改革のための関係法律の改正

行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員を対象とする専門スタッフ職俸給表を新設し、当該職員について、より成果に着目した昇給制度や弾力的な勤務時間制度を導入すること。

3 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、(一)及び(二)は平成十九年四月一日から、(三)は平成二十年四月一日から施行すること。

二 政府及び人事院は、専門スタッフ職制度について、公務能率の向上と早期退職慣行の是正に特に配意しつつ、複線型人事管理の円滑な導入に資するものとなるよう、適切な運用に努めること。

二 政府及び人事院は、公務能率の向上と早期退職慣行の是正については、公務能率の向上と早期退職慣行の是正に特に配意しつつ、複線型人事管理の円滑な導入に資するものとなるよう、適切な運用に努めること。

三 政府及び人事院は、非常勤職員の位置付けと

与改定に関する人事院勧告にかんがみ、一般職の職員の給与改定を行うとともに、専門スタッフ職俸給表の新設等を行おうとする本法案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。なお、本法案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本法案施行に要する経費

本案施行に要する経費は約百四十九億円である。

右報告する。

平成十九年十一月六日

総務委員長 渡辺 博道

衆議院議長 河野 洋平殿

[別紙]

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 政府は、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、公務員の給与改定については、勧告制度を尊重する基本姿勢を堅持し、完全実施するよう努めること。

二 政府及び人事院は、専門スタッフ職制度について、公務能率の向上と早期退職慣行の是正

平成十九年八月八日付けの一般職の職員の給与改定

三 政府及び人事院は、非常勤職員の位置付けと

<p>検察官の俸給月額の改定を行うものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。</p> <p>三 本案施行に要する経費 右報告する。</p> <p>平成十九年十一月六日</p> <p>法務委員長 下村 博文 衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 安倍 晋三</p> <p>右 国会に提出する。</p> <p>平成十九年三月十三日</p> <p>労働契約法案</p>	
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいふ。 この法律において「使用者」とは、その使用者とする労働契約の原則</p> <p>第三条 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。</p> <p>2 労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。</p> <p>3 労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たつては、それを濫用することがあってはならない。</p> <p>(労働契約の内容の理解の促進)</p> <p>第四章 期間の定めのある労働契約(第十七条)</p> <p>第五章 雑則(第十八条・第十九条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p>	
<p>第一条 本案施行に要する経費は、約百万円である。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成十九年十一月六日</p> <p>法務委員長 下村 博文 衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 安倍 晋三</p> <p>右 国会に提出する。</p> <p>平成十九年三月十三日</p> <p>労働契約法</p>	
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条～第五条)</p> <p>第二章 労働契約の成立及び変更(第六条～第十三条)</p> <p>第三章 労働契約の継続及び終了(第十四条～第十六条)</p> <p>第四章 期間の定めのある労働契約(第十七条)</p> <p>第五章 雑則(第十八条・第十九条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p>	
<p>第一条 本案施行に要する経費は、約百万円である。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成十九年十一月六日</p> <p>法務委員長 下村 博文 衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 安倍 晋三</p> <p>右 国会に提出する。</p> <p>平成十九年三月十三日</p> <p>労働契約法</p>	

の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならぬ。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。

第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

第十六条の二第五項を削り、同条を第十一条と正等)」に改め、同条中「第十六条第一項の規定による最低賃金について」を「地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して」に、「することができる」を「しなければならない」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条、節名並びに見出し及び二条を加える。

(派遣中の労働者の地域別最低賃金)

第十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者(第十八条において「派遣中の労働者」という。)については、その派遣先の事業(同項に規定する派遣先の事業をいふ。第十八条において同じ。)の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金

において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第十四条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した

事項を公示しなければならない。

第二項の規定による地域別最低賃金の改正及び第十二条の規定による地域別最低賃金の改正は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過し

ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求めて、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最賃金の改正又は当該申出に係る特定最賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

第三項及び第十二条の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第二項の決定をする場合において、前項において準用する第十二条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

5 第十条第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(特定最低賃金の決定等)

第十五条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金(以下「特定最低賃金」という。)の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出

用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第十六条の四を削る。

第十七条から第十九条までを次のように改める。

第十七条 第十五条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不適当となつたと認められたときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

第十八条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあっては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

(特定最低賃金の公示及び発効)

第十九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

第二項の規定による特定最低賃金の改正及び特定最低賃金の改正は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過し

した日(公示の日から起算して三十日を経過し

た日後の日であつて当該決定において別に定め

る日があるときは、その日)から、同条第二項

及び第十七条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日(公示の

日後のある日であつて当該決定において別に定める

日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

第三章を削る。

第四章中第二十六条を第二十条とし、第二十七

条を第二十一条とし、第二十八条を第二十二条と

する。

第二十九条第二項中「一年」を「二年」に改め、同

条を第二十三条とし、第三十条を第二十四条とす

る。

第三十一条第二項中「第十六条第一項の規定によ

る」を削り、同条第四項中「第二十九条第一項」

を「第二十三条第一項」に改め、同条第五項中「第

十六条第一項の規定による」を削り、同条を第二

十五条とし、第三十二条を第二十六条とする。

第四章を第三章とする。

第五章中第三十三条を第二十七条とし、第三十

四条を第二十八条とし、第三十五条を第二十九条

とする。

(船員に関する特例)

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由とし

て、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(監督機関に対する申告)

第三十四条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適切な措置をとるように求めることができ

る。

第三十六条を第三十条とし、第三十七条を第三十九条とし、第三十二条を第三十三条とする。

第三十七条を第三十四条とし、第三十五条を第三十六条とする。

第三十八条を第三十五条とし、第三十九条を第三十六条とする。

第三十九条を第三十七条とし、第四十条を第三十八条とする。

第四十一条を第三十九条とし、第四十二条を第三十一条とする。

第四十三条を第三十一条とし、第四十四条を第三十二条とする。

第四十五条を第三十三条とし、第四十六条を第三十一条とする。

第四十七条を第三十五条とし、第四十八条を第三十六条とする。

第四十九条を第三十七条とし、第五十条を第三十八条とする。

第五十一条を第三十九条とし、第五十二条を第三十一条とする。

第五十三条を第三十七条とし、第五十四条を第三十一条とする。

第五十五条を第三十五条とし、第五十六条を第三十一条とする。

第五十七条を第三十九条とし、第五十八条を第三十一条とする。

第五十九条を第三十七条とし、第六十条を第三十一条とする。

第六十二条を第三十九条とし、第六十三条を第三十一条とする。

第六十五条を第三十七条とし、第六十六条を第三十一条とする。

第六十八条を第三十九条とし、第六十九条を第三十一条とする。

第七十一条を第三十七条とし、第七十二条を第三十一条とする。

第七十四条を第三十九条とし、第七十五条を第三十一条とする。

第七十七条を第三十七条とし、第七十八条を第三十一条とする。

第七十九条を第三十九条とし、第八十条を第三十一条とする。

第八十二条を第三十九条とし、第八十三条を第三十一条とする。

第八十五条を第三十七条とし、第八十六条を第三十一条とする。

第八十八条を第三十九条とし、第八十九条を第三十一条とする。

第九十一条を第三十七条とし、第九十二条を第三十一条とする。

第九十四条を第三十九条とし、第九十五条を第三十一条とする。

第九十七条を第三十七条とし、第九十八条を第三十一条とする。

第九十九条を第三十九条とし、第一百条を第三十一条とする。

第一百零一条を第三十七条とし、第一百零二条を第三十一条とする。

第一百零四条を第三十九条とし、第一百零五条を第三十一条とする。

第一百零七条を第三十七条とし、第一百零八条を第三十一条とする。

第一百一十条を第三十九条とし、第一百一十一条を第三十一条とする。

第一百一十三条を第三十七条とし、第一百一十四条を第三十一条とする。

第一百一十六条を第三十九条とし、第一百一十七条を第三十一条とする。

第一百一十九条を第三十七条とし、第一百二十条を第三十一条とする。

第一百二十二条を第三十九条とし、第一百二十三条を第三十一条とする。

第一百二十四条を第三十七条とし、第一百二十五条を第三十一条とする。

第一百二十七条を第三十九条とし、第一百二十八条を第三十一条とする。

第一百三十一条を第三十七条とし、第一百三十二条を第三十一条とする。

第一百三十五条を第三十九条とし、第一百三十六条を第三十一条とする。

第一百三十九条を第三十七条とし、第一百四十条を第三十一条とする。

第一百四十二条を第三十九条とし、第一百四十三条を第三十一条とする。

第一百四十五条を第三十七条とし、第一百四十六条を第三十一条とする。

第一百四十九条を第三十九条とし、第一百五十条を第三十一条とする。

第一百五十二条を第三十七条とし、第一百五十三条を第三十一条とする。

第一百五十五条を第三十九条とし、第一百五十六条を第三十一条とする。

第一百五十九条を第三十七条とし、第一百六十条を第三十一条とする。

第一百六十二条を第三十九条とし、第一百六十三条を第三十一条とする。

第一百六十五条を第三十七条とし、第一百六十六条を第三十一条とする。

第一百六十九条を第三十九条とし、第一百七十条を第三十一条とする。

第一百七十二条を第三十七条とし、第一百七十三条を第三十一条とする。

第一百七十五条を第三十九条とし、第一百七十六条を第三十一条とする。

第一百七十九条を第三十七条とし、第一百八十条を第三十一条とする。

第一百八十二条を第三十九条とし、第一百八十三条を第三十一条とする。

第一百八十五条を第三十七条とし、第一百八十六条を第三十一条とする。

第一百八十九条を第三十九条とし、第一百九十

条を第三十七条とし、第一百九十二条を第三十一条とする。

第三十六条に次の二項を加える。

第三十六条の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見を聽かなければならない。

に改め、同条第三項を次のように改める。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をし

ようとするときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聽かなければならない。

4 第十一条第二項及び第十二条の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、

中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第三項の決定をする場合において、前項において準用する第十二条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第二項の規定による船員労働委員会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

6 第十二条第二項の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。

7 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第十五条第二項又はこの条第三項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船

することができる。

4 第十二条第二項及び第十三条の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、

同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第三項の決定をする場合において、前項において準用する第十二条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第二項の規定による船員労働委員会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

6 第十二条第二項の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。

7 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第十五条第二項又はこの条第三項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船

第三十六条第一項中「第十一條、第十三條、第十六條第一項及び第十六條の三」を「第十條第一項、第十二條、第十五條第二項及び第十七條」に改め、同条第二項中「第十六條第一項の規定による」を削り、「不適當となつた」を「不適當である」

2 船員に関しては、この法律に規定する厚生労

働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第三条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第七条第四号中「軽易な」という。又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第三条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第七条第四号中「軽易な」という。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をし

ようとするときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聽かなければならない。

4 第十一条第二項及び第十二条の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、

中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第三項の決定をする場合において、前項において準用する第十二条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第二項の規定による船員労働委員会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

6 第十二条第二項の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。

7 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第十五条第二項又はこの条第三項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船

員については、その船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

第四十条の前の見出し及び同条を削る。

第四十一条中「船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会(以下「船員労働委員会」という。)」を「船員労働委員会」に改め、同条を第三十六条とす

同条第一号中「第十九条」を「第八条」に改め、「違反した者」の下に「(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)」を加え、同条第二号中「第三十五条」を「第二十九条」に改め、同条第三号中「第三十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、「による」の下に「立入り若しくは」を、「対して」の下に「陳述をせず、若しくは」を加え、同条を第四十一条とする。

第四十六条中「前二条の違反行為をした者が、法人又は人のために行為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは」を「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかに、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第四十二条とする。

第六章を第五章とする。

第五章を第四章とする。

第四十四条中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、「違反した者」の下に「(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)」を加え、「一千万円」を「五十万円」に改め、第六章中同条を第四十条とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十九条 第三十四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条中「五千円」を「三十万円」に改め、

同条第一号中「第十九条」を「第八条」に改め、「違反した者」の下に「(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)」を加え、同条第二号中「第三十五条」を「第二十九条」に改め、同条第三号中「第三十八条第一項」に改め、「による」の下に「立入り若しくは」を、「対して」の下に「陳述をせず、若しくは」を加え、同条を第四十一条とする。

第四十六条中「前二条の違反行為をした者が、法人又は人のために行為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは」を「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかに、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第四十二条とする。

第六章を第五章とする。

第五章を第四章とする。

第四十四条中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、「違反した者」の下に「(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)」を加え、「一千万円」を「五十万円」に改め、第六章中同条を第四十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(最低賃金の適用除外に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の最低賃金法(以下「旧法」という。)第八条又は旧法第四十条の規定により読み替えられたりた旧法第八条の規定により使用者が都道府県労働局長又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)の許可を受けている労働者については、この法律の施行の日から一年間は、この法律により決定された最低賃金とみなされた最低賃金に適用しない。ただし、当該労働者について、当該期間内に新法第七条又は新法第三十五条第二項の規定により読み替えられた新法第七条の規定による都道府県労働局長又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)の許可があつたときは、この限りでない。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十一条の規定により決定された最低賃金(旧法第十三条の規定により改正されたものを含む。)については、この法律の施行後二年間は、旧法第五条の規定は、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六条第一項の規定により一定の地域について決定された最低賃金(旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含む。)は、新法第十条第一項の規定により決定された最低賃金とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六条第一項の規定により一定の事業又は職業について決定された最低賃金(旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含み、次に規定するものを除く。)は、新法第十五条第一項の規定により決定された最低賃金とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に効力を有する船員(船員法昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員をいう。)に適用される最低賃金である経過措置)

第七条 この法律の施行の日より新法第十六条第一項の規定により決定された最低賃金とみなされたもの(旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含む。)は、新法第三十五条第三項の規定により決定された最低賃金とみなす。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關する経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を目途とす。

して、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(労働組合法の一部改正)

第十一条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項及び第十九条の十三第一項後段を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十二条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「及び労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)」を削る。

第三十一条中「労働組合法」の下に「(昭和二十一年法律第百七十四号)」を加える。

官報(号外)

理由

就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度が、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するようになるため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならないものとすること。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならないものとし、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生計保護に係る施策との整合性に配慮すること。

3 産業別最低賃金については、関係労使の申出を契機として決定、改正及び廃止されるものとすること。

4 派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金を適用すること。

5 地域別最低賃金の不払に係る罰金額の上限を五十万円に引き上げること。また、産業別最低賃金については、最低賃金法の罰則は適用しないものとすること。

6 この法律は、公布の日から起算して一年を

提出、第一百六十六回国会閣法第八二号)に
に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度が、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するようになるため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
二 議案の修正議決理由
就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度が、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するようになるため、所要の措置を講じることは、時宜に適するものと認めるが、地域別最低賃金を決定するための要素である労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たつては、○労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があった場合において、その意見により難いと認められたときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

平成十九年十一月七日

厚生労働委員長 茂木 敏充

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字は修正)

第九条及び第十条を次のように改める。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
提出者
議院運営委員長 笠川 基

平成十九年十一月八日

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
提出者
議院運営委員長 笠川 基

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
提出者
議院運営委員長 笠川 基

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
提出者
議院運営委員長 笠川 基

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の七十二・五」

官 報 (号 外)

を「百分の七十七・五」に改め、同項第二号中
「百分の五十八」を「百分の六十二」に改め、同項
第三号中「百分の四十三・五」を「百分の四十
六・五」に改め、同項第四号中「百分の二十一・
七五」を「百分の二十三・二五」に改める。
第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の
一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の七十七・五」
を「百分の七十五」に改め、同項第二号中「百分
の六十二」を「百分の六十」に改め、同項第三号
中「百分の四十六・五」を「百分の四十五」に改
め、同項第四号中「百分の二十三・二五」を「百
分の二十二・五」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、
第一条の規定は、平成二十年四月一日から施行す
る。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議
員の秘書の勤勉手当の額を改定する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
第一種郵便物認可

平成十九年十一月八日 衆議院會議錄第十号

發行所
二東京一 獨立番四都港五 立行政區五 法人國人虎門四 國立印二五 刷局丁目
電話
03 (3587) 4294
定 価
本号一部 (本体 二三〇円)